ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022 5 MAY

農地・人をつなぐ農協

●果樹産地農協における樹園地継承に向けた取組み

●農村における「しごとづくり」の実践

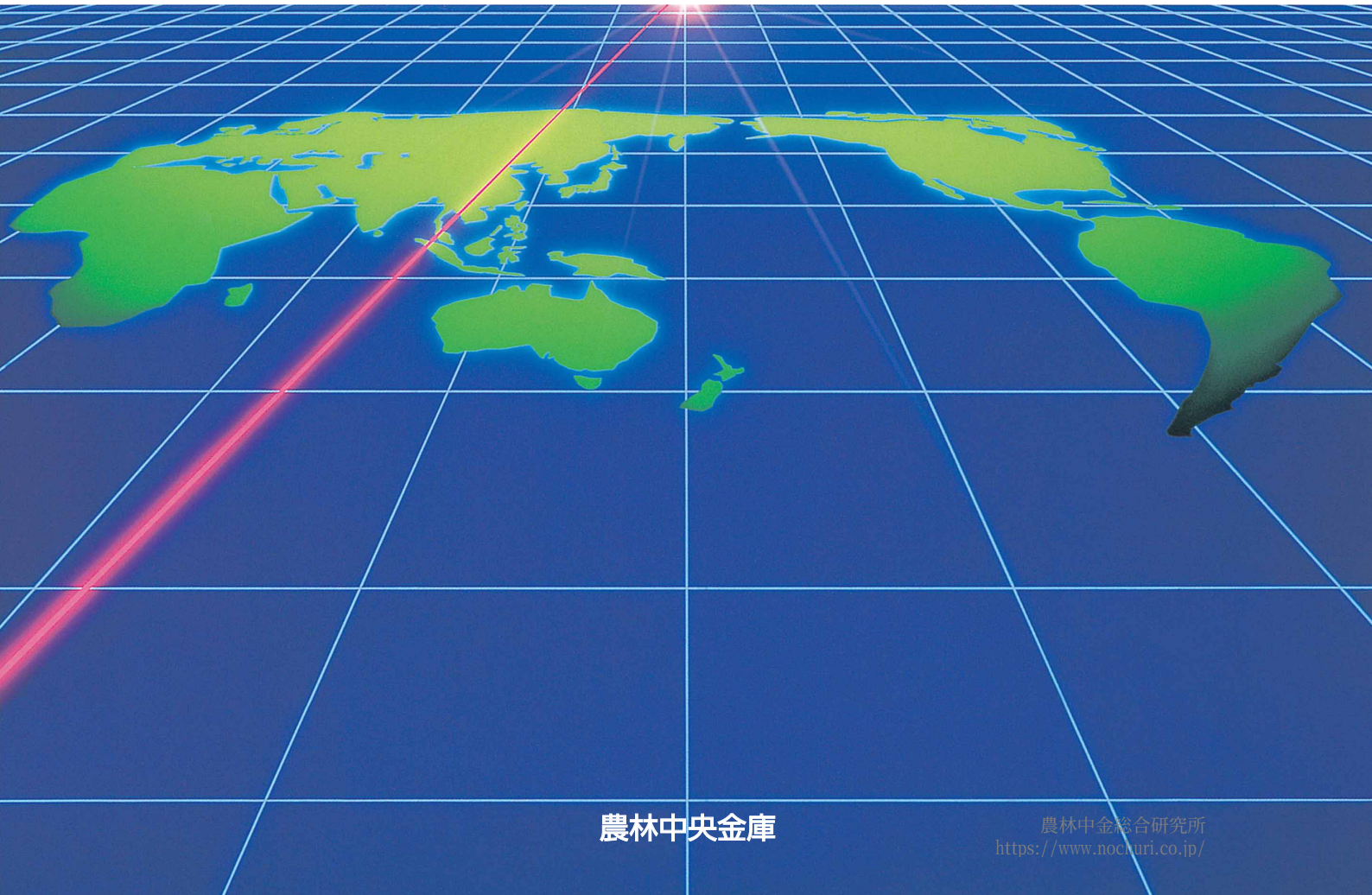

農林中央金庫

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

あと一歩を後押しするあの手この手

当誌『農林金融』を毎号くまなく読んでくださっている読者がどれほどいるか分からないが、今月号のレポートを読むにあたっては、ぜひ先月号の内田レポート「耕地の所有・利用関係の変化と課題―急がれる対応、農林業センサス等から―」もあわせてご一読いただければと思う。同レポートでは、世代交代により経営耕地は組織経営体等に集積されてきたが、受け手側である組織経営体等にも限界があり、条件不利なほ場を中心に耕作放棄につながる可能性の高い耕地が増えていることをデータで示している。レポート内でも言及されているとおり、こうした問題は長年にわたって大きな課題として認識され、農業政策上だけでなく、農協系統組織としても様々な対策をとり、経営耕地を次の担い手に引き継ぐための努力を行っている。当誌でも、2021年２月の石田レポート「人手不足に直面する地域の『受援力』向上を目指して」、21年９月の長谷レポート「耕種農業の第三者継承における支援組織の役割」は、こうした課題に資するための取組みを紹介したものである。

今月号の宮田レポート「果樹産地農協における樹園地継承に向けた取組み―長野県のリンゴ・ブドウ産地の事例から―」も、同様に経営耕地をいかに次の担い手に引き継ぐかという問題意識から出発しているが、経営耕地のなかでも樹園地は果樹作の機械化の遅れから規模拡大が進みにくく、賃借がより一層難しい。そうした状況のなかで、レポートで取り上げた２農協では、いったん樹園地を農協で引き受けて、新たな借り手につないでいる。その際、新規就農者や、自分の樹園地を管理している農業者には手間がかかって困難な改植作業を農協で行うことにより、借り手にとって借りやすい状況を生み出す工夫を行っている。

石田レポート「農村における『しごとづくり』の実践―農業および特定地域づくり事業協同組合制度に着目して―」で取り上げている「特定地域づくり事業協同組合」は、20年６月からスタートした新しい制度である。移住者等向けの仕事づくりに活用できる制度と聞くと、移住者自身が組合員になるものと勘違いしがちだが、働き手を求める中小の事業者（農協・漁協・森林組合、企業、農業法人等）が組合員となる「事業協同組合」である。石田レポートに詳しく書かれているとおり、農村に移住したいと希望する人が直面する最大の課題は十分な仕事があるかどうかで、農業部門で働くことを希望する人がいても農閑期には仕事がないので移住に踏み切れないことがままある。そうした課題を、様々な事業者が集まり、事業協同組合を設立することによって解決しようというのがこの制度の肝である。まだ制度が始まったばかりで広く周知されている状況ではないので、当レポートが関心をもつきっかけになれば幸いである。

これら２本のレポートはいずれも、農村に移住して農業に携わってみたい、経営規模を拡大したいなどと希望する人に対して、あと一歩の後押しをする取組みを紹介するものである。長きにわたり大きな課題となってきた経営耕地のスムーズな継承を進めるには、あの手この手の対策を組み合わせていくことが重要だと考えられる。当研究所ではそうした「あの手この手」に注目し、今後も当誌を通じて情報を提供していきたい。

（（株）農林中金総合研究所　調査第一部長　重頭ユカリ・しげとう　ゆかり**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第75巻　第5号〈通巻915号〉　目　次

今月のテーマ

農地・人をつなぐ農協

今月の窓

あと一歩を後押しするあの手この手

（株）農林中金総合研究所 調査第一部長　重頭ユカリ

長野県のリンゴ・ブドウ産地の事例から

果樹産地農協における樹園地継承に向けた取組み

宮田夏希 ―― 2

農業および特定地域づくり事業協同組合制度に着目して

農村における「しごとづくり」の実践

石田一喜 ―― 15

談話室

地域農業を担う“集落営農法人の未来！”

山口県農業協同組合 代表理事組合長　金子光夫 ―― 36

本棚

佐藤洋平・生源寺眞一　監修　中山間地域フォーラム　編
『中山間地域ハンドブック』

柳田　茂 ―― 35

統計資料 ―― 38

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

果樹産地農協における樹園地継承に向けた取組み

――長野県のリンゴ・ブドウ産地の事例から――

研究員　宮田夏希

〔要　　旨〕

果樹作は、労働集約的であることなどから担い手への農地の集積が進んでいない。そのため、農業者の減少に伴って栽培面積が大きく減少している。果樹作では、農地の引受け手をみつけるのが難しく、優良な農地であっても維持していくのが困難な状況にあるとみられる。

そこで本稿では、引受け手がすぐにはみつからない樹園地の継承に向けた農協の取組みについて検討した。取り上げた２事例では、農協やその子会社が改植や樹園地の一時管理を行うことで産地内の条件の良い樹園地の継承につなげていた。農協がこのような取組みを行うことは産地の樹園地の維持に効果的と言える。このような取組みを行うにあたっては、①樹園地の引渡し先確保の仕組み、②どの樹園地を引き受けるかという判断基準、③費用負担のあり方、といった点に工夫を要する。ただし、農協が引き受けきれない樹園地の扱いは課題として残る。

目　次

はじめに
1　樹園地をめぐる動向
(1)　経営体数と面積の推移
(2)　他作目と比較した特徴
(3)　樹園地流動化の状況
2　JAながのによる改植事業
(1)　地域の果樹農業の概要
(2)　取組内容
(3)　費用
(4)　効果と実績
(5)　借り手がみつからない樹園地の状況
(6)　取組み継続にあたっての課題
3　(有) 信州うえだファームによる樹園地の一時管理・継承
(1)　法人および地域の果樹農業の概要
(2)　取組内容
(3)　費用
(4)　効果と実績
(5)　引き受けなかった樹園地の状況
(6)　取組み継続にあたっての課題
4　農協が取り組むうえでのポイント
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

日本農業では、高齢化による農業者の減少に歯止めがかからないなかで、農地をどのように維持していくかが課題となっている。農地を維持する方法として、離農者の農地を担い手に引き継ぎ、担い手の規模拡大を進めることが政策的に推進されているが、果樹作では規模拡大があまり進んでいない。その背景には、果樹作は労働集約的であり、大幅な規模拡大が難しいことがある。そのため、特に果樹作では農地の引受け手がみつからず、優良な農地（樹園地）であっても維持していくのが困難な状況にあるとみられる。

これまで、樹園地に関わる調査研究では、樹園地の売買・貸借における課題や、売買・貸借を進めるうえでの工夫に注目されることが多かった（桂（2002）、徳田（2011）、宮田（2019）など）。これは、樹園地では土地と永年性作物（一度植えると長い年月育てる作物）が一体となっていることから、田や畑よりも農地の条件が複雑になり、売買や貸借の成立に一層の工夫を要するからである。

一方で、樹園地の引受け手がすぐにみつからないという問題に焦点を当てた調査研究はあまりみられない。そこで本稿では、引受け手がすぐにはみつからない樹園地の継承に向けた取組みについて、事例をもとに検討を行う。取り上げる事例は、長野県の農協（およびその子会社）による取組みである。農協は、地域の農地に関する事業を担う重要な主体の一つであることから、本稿では農協の取組みに注目して考察を行いたい。

本稿の構成は以下のとおりである。まず第１節で、樹園地をめぐる動向について農林水産省の統計などをもとに現状を確認する。そして第２節と３節で、樹園地の継承に向けた農協の取組事例を紹介する。紹介する内容は、2022年２月に筆者が実施したヒアリングに基づくものである。最後の第４節では、事例をもとに取組みのポイントなどの考察を行う。

1　樹園地をめぐる動向

(1)　経営体数と面積の推移

最初に、果樹の栽培経営体数と栽培面積の動向を確認する。５年おきに実施されている農林水産省の「農林業センサス」から、データの接続が可能な05～20年の推移をみたものが第１表である。05～20年の間に、栽培経営体数は28.1万経営体から16.7万経営体に、栽培面積は16.9万haから12.3万haに減少している。５年ごとの増減率をみると減少幅は拡大してきており、果樹経営体

第1表　果樹類(露地)の栽培経営体数と栽培面積の推移

（単位　万経営体、万ha、%）

	05年	10	15	20	増減率		
					10/05	15/10	20/15
栽培経営体数	28.1	24.8	21.7	16.7	△12	△13	△23
栽培面積	16.9	15.8	14.2	12.3	△7	△10	△13

資料　農林水産省「農林業センサス」
（注）　販売目的の栽培に関する値。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　主要な果樹品目の栽培面積の変化

（単位　百ha、％）

	ミカン	その他かんきつ類	リンゴ	カキ	クリ	ブドウ	ウメ	日本ナシ	モモ
05年	548	304	432	248	248	202	186	159	113
20	398	246	371	190	179	178	148	110	101
増減面積	△150	△58	△61	△58	△69	△24	△38	△49	△12
増減率	△27	△19	△14	△23	△28	△12	△20	△31	△11

資料　農林水産省「耕地及び作付面積統計」
（注）　政令指定品目のうち、栽培面積が上位の品目を表示。

と栽培面積の減少速度が加速していることがわかる。特に、栽培経営体数は15～20年で△22.9％の大幅減となっている。

果樹品目別の動向についても確認しよう。第２表は、主要な果樹品目の栽培面積の推移を示したものである。品目によって減少幅に差はあるものの、いずれの品目も栽培面積は減少している。05～20年の間で、減少が大きい品目（日本ナシ、ミカン、クリ）ではおよそ３割、比較的小さい品目（モモ、ブドウ）でも１割以上の面積が減少している。

(2)　他作目と比較した特徴

次に、果樹の栽培経営体数と栽培面積の推移について、稲作・野菜作と比較して違いをみてみたい。栽培経営体数(注1)については、05～20年の間で減少の仕方にはあまり差がみられない（第１図）。一方で栽培面積については、果樹で相対的に減少が著しくなっている（第２図）。

この理由として、稲作・野菜作では経営体の規模拡大により農地の減少が抑えられている一方で、果樹作ではそのような動きが小さいことが考えられる。そこで、経営体の栽培面積規模別の栽培面積の変化を作目ごとにみたものが第３表である(注2)。栽培面積規模の区分は、各作目で15年の構成比が

第1図　栽培（作付）経営体数の推移

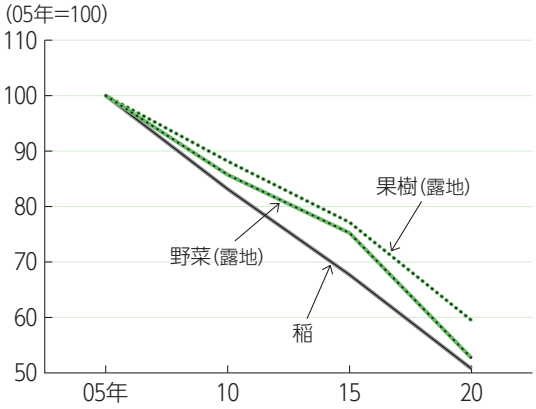

資料　第1表に同じ
（注）　販売目的の栽培に関する値。稲は15年までは飼料用を含むが、20年は含まない。

第2図　栽培（作付）面積の推移

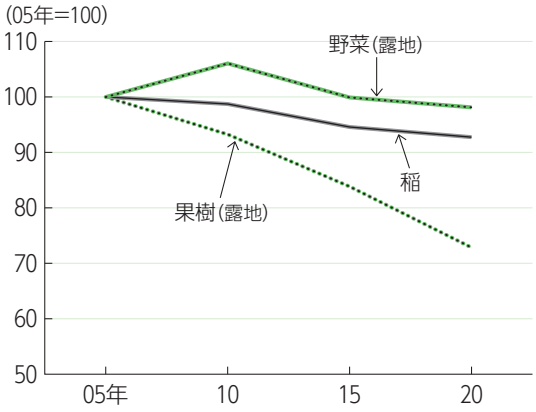

資料　第1表に同じ
（注）　第1図に同じ。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3表　栽培面積規模別の栽培面積の構成比と増減率

（単位　百ha、％）

		果樹(露地)					水稲					野菜(露地)				
		0.5ha未満	0.5～1	1～2	2～3	3ha以上	1ha未満	1～2	2～5	5～15	15ha以上	0.5ha未満	0.5～1	1～2	2～5	5ha以上
15年		262	318	401	214	222	3,050	2,206	2,662	2,786	2,416	380	276	346	535	862
20		193	260	341	192	245	2,097	1,781	2,442	3,040	3,496	261	221	291	493	1,090
構成比	15年	18	22	28	15	16	23	17	20	21	18	16	11	14	22	36
	20	16	21	28	16	20	16	14	19	24	27	11	9	12	21	46
増減率		△26	△18	△15	△10	10	△31	△19	△8	9	45	△31	△20	△16	△8	26

資料、(注)とも第1表に同じ

できるだけ均等になるように５つに区分した(注3)。いずれの作目も、15～20年の間に規模が小さい区分の構成比が低下し、規模の大きい区分の構成比が上昇しているが、果樹では構成比の変化が相対的に小さい。面積規模が最も大きい区分の構成比をみると、稲作では15ha以上が18％から27％に、野菜では５ha以上が36％から46％に上昇しているが、果樹では３ha以上が16％から20％に上昇するにとどまっている。また最大区分の面積の増減率でみても、稲作では15ha以上の面積が45％、野菜では５ha以上の面積が26％増加している一方で、果樹では３ha以上の面積が10％増加するにとどまっている。

このように、果樹では規模拡大の動きが相対的に弱くなっている。その要因としては、「はじめに」でも触れたように、果樹作は労働集約的であり、規模の経済（スケール・メリット）が働きづらいことが挙げられる。農林水産省の統計(注4)によると、18年の果樹経営の10a当たり労働時間は平均218時間、植栽面積３ha以上の経営で168時間となっている。一方で稲作では10a当たり労働時間が平均30時間、30ha以上の経営で15時間であり、大きな差がある。このようななか、果樹農業でも省力化を図るために農業機械や省力的栽培方法の導入が進められているが、それでもなお労働集約的な性格は強い。農林水産省が示した、スマート農機などを導入した生産性の高い果樹経営モデルの例では、10a当たり労働時間はウンシュウミカン141時間、リンゴ124時間、ブドウ260時間、醸造用ブドウ145時間などとなっている（第４表）。スマート農機などを導入しても、他作目と比較して面積当たり労働時間は長くなっている。

また、労働集約度の高さのほか、果樹では農地の流動化が難しいことも規模拡大におけるハードルとなっている。農地の流動化とは、売買や貸借によって農地の権利を移転することである。果樹は永年性作物であることから、農地の流動化にあたっては土地だけでなく樹体の状態も重要となる。そのため、他作目より農地の取引が難しくなる。具体的には、農地のマッチングにおいて樹体の品種や管理状況が要件となることや、樹体の状態の違いによって農地の売買価格・貸借料の決定が難しくなることなどが流動化の課題となる。さらに、農地の

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第4表　生産性の高い果樹園経営の指標

作付面積	ウンシュウミカン　計3.0ha 極早生　0.5ha 早生　1.5ha 普通　1.0ha	リンゴ　計4.0ha 早生(つがる)　0.5ha 中生(シナノスイート)　0.5ha 晩生(ふじ)　1.0ha 加工用(ふじ)　2.0ha	ブドウ　計3.0ha 巨峰　0.5ha ピオーネ　0.5ha シャインマスカット　1.0ha カルベネ・ソーヴィニョン　1.0ha
基幹技術・経営方針等	マルチドリップかんがい方式 フィールドサーバーの導入 高品質生産によるブランド化 わい性台木(ヒリュウ台) スマート農機(ドローン防除、追従式運搬機等)	トールスピンドル(高密植栽培) 作期分散 規模拡大 加工用果実栽培 スマート農機(自走式スピードスプレーヤー、収穫ロボット等)	短梢せん定 無核化 醸造ブドウ栽培 スマート農機(自動走行車両、自走式草刈機等)
10a当たり労働時間	ウンシュウミカン　141時間	リンゴ　124時間	ブドウ　260時間 醸造用ブドウ　145時間

資料　農林水産省「果樹農業の振興を図るための基本方針」(20年4月公表)
(注) 1　複数ある経営モデルから抜粋して掲載。
2　技術水準については、現時点で一定程度の普及が見込め、10年後には一般化する見通しのあるものとし、また、農業の自然循環機能の維持・増進に資するものを極力見込んでいる。

貸借においては、農地の借り手が改植を行った場合に改植費用を借り手と貸し手でどのように負担するか、といったことも問題となる。

(注1) 一般に、非永年性作物である稲や野菜は「栽培」ではなく「作付」という表記を用いるが、ここでは便宜上「栽培」の表記で統一している。以降も同様。
(注2) 栽培面積規模別の栽培面積については、10年以前とデータの接続ができないため15～20年の変化を示した。
(注3) 野菜（露地）のデータは５ha以上が最も大きい区分であるため、各区分の構成比に偏りがある。
(注4) 農林水産省「平成30年営農類型別経営統計（個別経営）」による。果樹作、稲作ともに、単一経営（首位部門の販売金額が販売金額全体の８割以上を占める経営）の経営耕地面積10a当たり自営農業労働時間（雇用者の労働時間を含むもの）を示した。

(3)　樹園地流動化の状況

ここで、樹園地の流動化の動きについて確認したい。流動化の方法には売買と貸借があるが、樹園地の売買に関しては動向を確認できるデータがないことから、貸借に関する動きをみることとする。なお、近年の樹園地流動化は、売買よりも貸借が一般的だと言われている(注5)。

第５表で樹園地の借入面積の割合の推移をみると、割合は上昇していることがわかる。ただし、これは主に分母である樹園地面積の減少によるところが大きい。樹園地の借地面積の５年ごとの増減をみると、05～10年は3,300ha増、10～15年は1,300ha増、15～20年は500ha増となっており、借地の増加分は徐々に縮小している。その一方で、樹園地面積の減少分は拡大している。

このことからは、担い手が離農者の樹園地を受けきれていない状況が深刻化していることが想定される。そこで以下では、引受け手がすぐにはみつからない樹園地の継

第5表　樹園地の借入面積の推移

(単位　百ha、%)

	05年	10	15	20	増減面積		
					10-05	15-10	20-15
樹園地面積	2,294	2,138	1,886	1,592	△156	△251	△295
うち借入面積	229	262	275	280	33	13	5
借入面積割合	10	12	15	18			

資料　第1表に同じ
(注)　果樹園のほか、茶園や桑園を含む。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

承に向けた農協の取組事例についてみていきたい。事例は、雑誌記事や新聞報道などをもとに、樹園地の継承に関わる先進的な取組みを行っている先を選定した。

(注５) 徳田（2015）、宮田・安藤（2017）、松岡・間々田（2022）は、それぞれ異なるかんきつ産地における調査から、樹園地の購入よりも貸借の方が多いことを示している。また徳田（2018）は、大規模な果樹経営体への調査に基づき、大規模経営体で借地率が高いことを指摘している。

２　JAながのによる改植事業

(1)　地域の果樹農業の概要

JAながのは、16年９月に５農協（JAちくま・JA須高・JA志賀高原・JAながの・JA北信州みゆき）が合併して誕生した。長野市を含む長野県北部を事業エリアとしており、地域内ではリンゴとブドウを中心に果樹栽培が盛んである。果樹経営の標準的な面積規模は、リンゴの専業農家の場合では家族４人で２ha程度である。

(2)　取組内容

JAながのは、貸付け希望のリンゴ園の改植作業を行い、借り手に引き渡す事業を行っている。事業は、初期費用の大きいリンゴの高密植栽培への改植を手助けすることを目的に、08年に合併前の旧JAながのが開始した。現在事業を実施しているのも、主に旧JAながのエリアである。

事業の流れとしては、まず改植後の樹園地を借りたい人を募り、その希望面積に応じて、貸付け希望の荒廃地または耕作持続が困難な樹園地のなかから、借り手が利用しやすい条件の樹園地を選んでいる。そして、借り手と貸し手で貸借契約を結ぶ。貸借契約の手続きは、一般社団法人長野市農業公社が行っている。その後、農協が改植作業を実施し、樹園地を借り手に引き渡している。樹園地の引渡し先は、青年部に所属する若手農家の割合が高い。

当事業で実施するのはリンゴの高密植栽培への改植であり、整地、苗の植栽、棚の設置作業等のうち、借り手が作業できない部分を農協で請け負っている。高密植栽培は、反収や作業性の面で優れており、県で普及が推進されている栽培方法である。一方で高密植栽培は植栽本数が多いために、改植には労力と費用がかかるという課題がある。植栽本数を普通栽培と比較すると、慣行の普通栽培では10a当たり20本程度の植栽であるのに対し、高密植栽培では10a当たり250本程度、品種によっては400～500本を植栽する。そのため、農業者自らが高密植栽培の改植作業を行うことは労力的な負担が大きく、当事業の利用ニーズがある。当事業では、改植作業を農協の営農技術員３～４人と農作業支援の派遣作業員10人程度で行っている。また費用については、樹園地の引渡し先がアグリマイティーローンを活用し費用を返済する方法をとっている。改植への国の補助金（果樹経営支援対策事業）を活用し、残りの費用を引渡し先が負担している。

なお、20年度までは仕組みが異なり、農協が樹園地の貸借契約上の借り手となっていた。その際も樹園地の引渡し先が改植費

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

用を分割払いする点は同じで、以前の仕組みでは支払いが終わった段階（おおむね８～10年）で樹園地の借り手を農協から引渡し先に切り替えていた。この仕組みは農協内でお金の処理を一括してできるメリットがあったが、改植への補助金の受取者が農協になるなど、経理上の課題があった。また、農地利用集積円滑化事業が廃止されて農協が農地を借りることができなくなったこともあり、21年度から仕組みを変えている。

(3)　費用

改植費用は引渡し先が負担するが、このなかには苗代などの物財費のほか、改植作業にかかった農協職員の人件費も含まれる。したがって、当事業に関して農協側の費用負担は人件費も含め一切ない。

(4)　効果と実績

当事業により、改植作業にまでは手が回らない農家が樹園地を借りることが可能になっており、地域の樹園地の継承につながっている。また、高密植栽培は作業性が良く面積当たりの労働時間が短いことから(注6)、経営体の規模拡大が可能となる。

事業の実施面積は、08～20年度で累計7.5haである。単年度でみると、おおむね４～５人の借受け希望者がおり、計50a程度で事業を実施している。近年は、借受け希望者の方から「あそこの樹園地を借りたいから改植事業をやってほしい」と農協に依頼されることもあり、地域の担い手から事業の利便性が評価されている。

（注６）農林水産省の「果樹農業の振興を図るための基本方針」（20年４月公表）によると、リンゴの10a当たり労働時間の指標は慣行の普通栽培では204時間であるのに対し、高密植栽培（トールスピンドル仕立て）では124時間となっている。

(5)　借り手がみつからない樹園地の状況

事業の仕組み上、本事業の対象となる樹園地は貸出希望の樹園地の一部に限られている。そのほかの借り手がみつからない樹園地については、土地所有者が樹体を伐採して更地にし、草刈りなどの管理をしている。山際の樹園地は、徐々に山に返っていっている。

しかし、多くの土地所有者は周囲に迷惑がかからないように樹体を伐採している一方で、そのまま放置されて荒廃していくところもある。荒廃したところには、農業委員会や農協職員から伐採するように声かけをし、それでも応じないところには市の農業政策課に依頼して声かけをしてもらっている。ただし声かけに強制力はないため、一向に対応してくれない土地所有者もいる。

(6)　取組み継続にあたっての課題

取組み継続にあたっての課題としては、以下の２点が挙げられる。

１点目は、樹園地の貸付け希望者が増加しているのに対し、借受け希望の農家が少ないことである。地域内では現在80歳前後の農家の離農が相次いでおり、樹園地の供給が増えてきている。一方で、若手農家は手一杯まで規模拡大している場合も多くなっており、借り手の数は限られている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

２点目は、営農技術員の不足である。本事業の実施にあたっては、作業現場を指揮できる中堅の営農技術員が必要であるが、人材が不足してきており、事業継続にあたっての課題となっている。

3　（有）信州うえだファームによる樹園地の一時管理・継承

(1)　法人および地域の果樹農業の概要

（有）信州うえだファームは、JA信州うえだ出資の農地所有適格法人である。地域農業の担い手不足や耕作放棄地の増大が問題となるなかで、地域農業を守ることを目的として2000年に設立された。事業方針としては、農協自らが農業経営を行うことにより地域の担い手としての役割を果たすとともに、地域に様々な波及効果が発揮できる活動に取り組むことを掲げている。

同社は、長野県東部の上田市、東御市、長和町、青木村を事業エリアとしており、地域内ではリンゴとブドウの栽培が盛んである。果樹経営の標準的な面積規模は、家族２人の専業農家であれば１haに満たない程度となっている。

(2)　取組内容

同社は、樹園地を一時的に借り受けて栽培管理を行い、新規就農者などに継承する事業を行っている。11年に長野県が樹園地継承円滑化モデル事業を補助事業として創設し、その委託先として同社が手を挙げて採択されたことから、事業を開始した。現在は、農協からの委託事業として実施している。

まず、同社が樹園地を借り受けるまでの流れをみていこう。農協や市の窓口に樹園地の貸付け相談があり、そのうち借り手がみつからなかった樹園地が、同社への貸付け相談案件として持ち込まれている。そのほか、貸付け希望者から同社が直接相談を受ける場合もある。ブドウ園は地域の担い手のなかで借り手がみつかる場合も多いが、リンゴ園は借り手がみつからずほとんどが同社に貸付け相談として来ている。

貸付け相談を受けた農地を同社が借り受けるかどうかは、農協と相談のうえ、将来的に残すべき樹園地かどうかという観点から判断している。具体的には、団地化している場所にある樹園地は基本的に引き受けている。一方で、引き受けないと判断するのは、点在しているような樹園地や周りが住宅地でスピードスプレーヤー（乗用の薬剤散布機）などの機械が使えないような樹園地である。なお、樹園地は農地中間管理機構を通して借りている。

借り受けた樹園地の管理にあたっては、必要に応じて改植を行っている。借受け時の樹園地は樹体の状態が悪い場合も少なくなく、現在借り受けている樹園地のうちリンゴ園は５割、ブドウ園は３割程度で改植を実施している（22年２月時点、実施予定を含む）。

次に樹園地の引渡しについてであるが、引渡し先はほとんどすべてが独立新規就農者となっている。そのうち95％は同社の研

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

修卒業生で、残りの５％は長野県の「新規就農里親制度(注7)」などを活用して就農する人である。

同社が行う研修事業の内容は以下のとおりである。同社では、10人程度を上限に新規就農希望者を研修生として受け入れている。研修期間は２年間で、同社の借り受けている樹園地を使って研修を実施している。そして研修終了後には、樹園地の借り手を同社から就農者に変更し、樹園地を引き渡している。引渡しにあたっては、就農直後に未収益期間が発生しないようにするため、すぐに収穫可能な樹園地を引き渡すようにしている。引渡し面積は１人当たり80a～１ha程度で、これは就農１年目で管理可能な限界の面積である。どの樹園地を引き渡すかは、研修生の希望を考慮して決定する。シャインマスカットの人気の高まりなどの影響で研修生はブドウ園を希望する場合が多いが、同社ではリンゴ園の保有面積が多くなっているため、ブドウ園を希望している場合でもリンゴ園も一緒に引き渡すようにしている。なお、樹園地の引渡し以外にも、同社は研修生の就農時に住宅の紹介や農業機械の貸出、青年等就農計画(注8)の策定サポートなど様々な支援を行っている。

研修生の募集については、同社のウェブサイトで募るほか、県による就農相談会や市町村の窓口への相談経由で応募してくる人もいる。例年、募集人数以上の応募があり、研修生の受入れは安定して行えている。

(注７) 新規就農里親制度は、新規就農を支援したい熟練農業者のもとで、独立新規就農希望者が研修を受ける制度である。長野県内の様々な地域・作目・経営形態の熟練農業者が受入先として登録されており、19年４月１日時点の登録農業者数は471人である（長野県webサイト）。

(注８) 青年等就農計画は、経営目標やその達成のための計画を定めたもので、計画を市町村に認定されると無利子の青年等就農資金などの制度が利用できる。

(3)　費用

上記の取組みに関する費用は、樹園地の一時管理に関するものと、新規就農希望者への研修に関するものの二つにわけられる。樹園地の管理に関しては、県の補助金（信州農業生産力強化対策事業）を活用して費用負担を軽減している。補助内容は、継承のために一時預かりした樹園地について、農薬代、肥料代、農地の賃借料、設備修繕費、臨時雇用費のそれぞれ２分の１を補助するというものである。また、条件が悪い樹園地をJA信州うえだからの依頼のもとで同社が借り受ける場合には、農協からの費用の補てんがある。借り受けた樹園地で改植をする場合は、国の補助金（果樹経営支援対策事業）を活用するほか、改植した樹園地を引き渡す際に補助金を差し引いた改植費用を就農者に支払ってもらっている。就農者が支払う費用には、改植のための物財費と人件費に加え、改植後の未収益期間（３～４年）の栽培管理費用も含まれる。費用は無利子の青年等就農資金を借りて一括で支払う人が多いが、一括で支払えない人にはリースにして10年程度で返済してもらうようにしている。

次に研修に関する費用についてであるが、同社は研修生を正社員として雇用しており、

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

賃金や社会保険料を支払っている。研修費については国の助成制度（農の雇用事業）を活用しているが、制度変更により今後は同社が受給できる助成額の縮小が見込まれている。(注9) このようななか、費用負担軽減のために、今後は研修生の受入れに関して地域おこし協力隊の制度を活用することを予定している。地域おこし協力隊は、総務省が実施する制度で、１～３年の期間で地域協力活動を行う人を市町村が主体となって募集しているものである。隊員には国から報償費等が支給されるため、隊員を同社の研修生として受け入れることで費用負担の軽減を図ろうとしている。既に県・市町村と連携して受入れの仕組み作りを行い、22年度に初めて隊員２人を研修生として受け入れる予定となっている。ただし、地域おこし協力隊には出身地などの要件があるため、同社への研修希望者全員に活用できるわけではなく、従来どおりの研修生の受入れも並行して行っていく予定である。

(注９) 農の雇用事業は、農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、営農に必要な農業技術や経営ノウハウ等を習得させるために実施する研修に対して支援を行うもの。22年度からは、現行の農の雇用事業に代わって新規就農者育成総合対策が始まる。農の雇用事業では事業者に研修費等として原則最大年120万円が最長２年間助成されるが、新規就農者育成総合対策では最大年60万円が最長４年間助成される仕組みとなる。

(4)　効果と実績

同社は、団地化している場所の樹園地を借り受けており、荒廃による周辺樹園地への被害を防止できている。樹園地の借受け面積は、12～21年度で累計26.3ha（うちリンゴ14.0ha、ブドウ12.0ha、ナシ0.4ha）で、うち継承済み面積は14.2ha（うちリンゴ5.2ha、ブドウ8.6ha、ナシ0.3ha）となっている。(注10)

また、同社の研修を経て新規就農した人は22年３月時点で47人にのぼり、地域の担い手の増加にも貢献している。今後、新規就農者が規模拡大によって産地の樹園地を引き受けていくことも期待される。

(注10) 同社は、樹園地継承事業とは別に、耕作放棄地を再生してワイン用ブドウ団地を造成し、新規就農を支援する事業を行っている。樹園地継承事業の実績には、ワイン用ブドウの造成・引渡し面積は含んでいない。

(5)　引き受けなかった樹園地の状況

同社での引受けを断った樹園地は、土地所有者が樹体を伐採するか、もしくは放置されて荒廃園となっている。荒廃しないように樹体を伐採するかどうかは土地所有者次第である。同社が引受けを断っているのは点在しているような樹園地なので、今のところ荒廃による周辺樹園地への被害はあまり出ていないが、景観悪化などの問題がある。荒廃しているところには、農業委員会から土地所有者に対して適正な管理をするように声かけを行っている。

(6)　取組み継続にあたっての課題

取組み継続にあたっての課題としては、以下の２点が挙げられる。

１点目は、貸付け希望の樹園地が想定以上に多いことである。貸付け希望の樹園地は、当初の想定の数倍にのぼっている。11年に県の樹園地継承円滑化モデル事業に採択された際の事業計画では、３年間で累計

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

３ha、５年間で４ha、10年間で７ha程度を借り受ける見通しとしていたが、実際は３年後に累計8.8ha、５年後に15.8ha、10年後に26.3haを借り受けている。さらに、今後はより一層貸付け希望の樹園地が増えることが見込まれている。同社の保有する樹園地は現在12haだが、同社の体制で保有可能な面積は最大で15ha程度であるので、余力はそれほど大きくない。

２点目は、取組みの費用負担が大きいことである。公的補助金を活用しているものの樹園地の一時管理に関する収支は厳しく、一部は農協からの補てんや同社の他の事業の収益で賄っている。

４　農協が取り組むうえでのポイント

取り上げた２事例では、農協やその子会社が改植や樹園地の一時管理を行うことで樹園地の継承につなげていた。農協がこのような取組みを行うにあたってのポイントとして、以下の３点を提示したい。

１点目は、樹園地の引渡し先の確保である。樹園地の引渡し先がみつからなければ、農協が保有する樹園地が増え続けてしまい、持続可能な取組みにならない。これについてJAながのは、樹園地の引渡し先を先に募り、引渡し先が決まっている範囲で改植を実施する仕組みをとっている。改植した樹園地の借受けを希望する農業者は毎年一定数いるので、事業を継続できている。他方で信州うえだファームは、新規就農希望者を研修生として受け入れ、２年間の研修終了後に樹園地を引き渡す方法をとっている。研修生の受入れは、10人程度を上限に自社のウェブサイトや自治体の就農相談会などで募集しているが、応募が多数あることから引渡し先が安定して確保できている。応募が多数ある理由としては、同社での就農支援が充実していることが大きいと考えられる。農業への新規参入においては農地の確保が大きな課題となっており(注11)、研修終了後に農地を引き渡す同社の仕組みは新規参入者にとって魅力的だと思われる。特に果樹では、農地の確保に関して改植による未収益期間の発生も新規就農者にとって問題となりうるが(注12)、同社では就農後すぐに収穫可能な樹園地を引き渡していることも大きなポイントである。さらに農地以外にも、農業機械や住居の確保もサポートするなど、手厚い支援内容となっている。新規就農希望者を呼び込んで樹園地の継承につなげるためには、同社のように就農支援体制を整えることが重要と考えられる。

２点目は、樹園地を農協が引き受けるかどうかの判断基準である。両事例とも、借り手がみつからない樹園地が地域内に多数あり、すべての樹園地を改植や一時管理の対象とすることはできない状況にある。そのため、どの樹園地を優先して引き受けるかという判断が必要となっている。これについてJAながのは、引渡し先の借入れ希望面積に応じて、貸付け希望の樹園地のなかから条件の良い樹園地を優先して選んで事業の対象としている。信州うえだファーム

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

については、将来的に残すべき樹園地を引き受けるという考えのもと、団地化している場所の樹園地を中心に引き受けている。団地にある樹園地は作業効率が良いことや、点在している樹園地よりも荒廃した場合に周囲に与える悪影響が大きいことを踏まえると、合理的な判断だと言える。

３点目は、費用負担のあり方である。特に果樹の改植にあたっては、改植費用や改植後の未収益期間が問題となる。これについて両事例では、樹園地の引渡し後に引渡し先に費用の支払いを求める仕組みとしている。支払方法はローンやリースでの支払いに対応している。JAながのの場合は、改植後すぐに樹園地を引き渡すため、引渡し先に請求する費用は改植作業にかかる費用のみである。一方で信州うえだファームは、収穫ができるようになるまで同社で樹園地を保有しており、改植費用に加えて未収益期間の栽培管理費用も引渡し先に請求している。このように、農協が樹園地の改植に取り組む際には費用負担の方法を検討する必要がある。

(注11) 全国農業会議所全国新規就農相談センター（2022）によると、新規参入者が就農時に苦労した点として「農地の確保」を挙げる割合が最も高く、72.8%にのぼっている。

(注12) 全国農業会議所全国新規就農相談センター（2019）では、就農時の農地確保における自由記述の回答として「果樹で農地を探すと、借りることのできる園地はほとんどが古く、良い物を収穫できる状態でない。」が挙げられている。

おわりに

本稿では、引受け手がすぐにはみつからない樹園地の継承に向けた農協の取組みについて検討した。取り上げた事例のように、農協が改植や一時管理を行って樹園地を継承することは、産地内の条件の良い樹園地を維持するのに効果的だと言える。ただし取組みを行うためには、引渡し先確保の仕組みや、どの樹園地を引き受けるかの判断基準、費用負担のあり方に工夫を要する。

そして残された課題として、農協が引き受けられない樹園地の扱いがある。事例では、周辺樹園地への悪影響等を防ぐために土地所有者が樹体を伐採することが基本的対応となっているが、一部の土地所有者が伐採を行ってくれないという問題が生じている。これに対し、樹体の伐採への補助や農地としての利用でなくとも適正な管理をするよう促すための仕組みが必要と考えられる。また内田（2022）が指摘するように、農地情報の管理の高度化や不在地主の農地への関与を高めることも重要であろう。

足もとの動きとしては、農林水産省が20年５月から開催している「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」において、「農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお耕作困難な農地」に関する議論が続けられている。検討会での指摘を受け、22年度からは農地としての利用が困難な農地の林地化を支援する施策が始まることとなっている（日本農業新聞（2022a））。また農林水産省は、地域ごとの話合いで農業利用する区域と保全管理する区域を明確化すべきとの方針を新たに示しており（日本農業新聞（2022b））、今後地域

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

での取組みが促されていくものとみられる。さらに23年４月からは相続した土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度の開始、24年４月からは相続登記の義務化が予定されており、所有者不明の土地への対策強化が地域の農地利用に影響を与える可能性がある。今後の議論や制度の動向とその影響が注目される。

＜参考文献＞

- 内田多喜生（2022）「耕地の所有・利用関係の変化と課題──急がれる対応、農林業センサス等から──」『農林金融』４月号
- 桂明宏（2002）『果樹園流動化論』農林統計協会
- 全国農業会議所全国新規就農相談センター（2019）「新規参入者の経営資源の確保に関する調査結果」
- 全国農業会議所全国新規就農相談センター（2022）「新規就農者の就農実態に関する調査結果──令和３年度──」
- 徳田博美（2011）「果樹園流動化による大規模果樹作経営の形成──静岡県三ヶ日地区の事例──」『日本農業経済学会論文集』2011年度
- 徳田博美（2015）「柑橘産地における規模拡大と経営対応──熊本市河内・白浜地区を事例として──」『農業経営研究』第53巻第２号
- 徳田博美（2018）「果樹農業における大規模経営の動向と経営的特徴」『農村と都市をむすぶ』第68巻第３号
- 日本農業新聞（2022a）「農地の林地化支援 計画策定、整備費助成」２月21日付
- 日本農業新聞（2022b）「農業利用・保全に分類 人・農地プラン 策定前に協議」３月１日付
- 松岡淳・間々田理彦（2022）「柑橘作における樹園地面的集積の実態と制約要因──組織的な土地利用調整の実施地区を事例として──」『農業経営研究』第59巻第４号
- 宮田夏希・安藤光義（2017）「果樹産地における樹園地流動化推進の取組みと課題──静岡県浜松市三ヶ日地区を事例として──」『農業市場研究』第26巻第２号
- 宮田夏希（2019）「果樹産地での農地流動化──和歌山県JAありだの取組み──」『農中総研 調査と情報』web誌、９月号

＜参考webサイト＞

- 長野県「新規就農里親支援制度紹介」22年３月31日アクセス
  https://www.pref.nagano.lg.jp/noson/nosonshinko/shinkisyuno.html
- 農林水産省「『長期的な土地利用の在り方に関する検討会』開催要領」22年３月31日アクセス
  https://www.maff.go.jp/j/study/tochi_kento/index.html

（みやた　なつき）

農村における「しごとづくり」の実践

──農業および特定地域づくり事業協同組合制度に着目して──

主事研究員　石田一喜

〔要　　旨〕

2020年６月から特定地域づくり事業協同組合制度がスタートしている。本制度は、財政支援や労働者派遣法の特例措置等を通じながら、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を地域事業者の労働需要を組み合わせて作り出し、地域の担い手となるべく人材を地域内外から呼び込むことを意図する仕組みであり、新たな移住・定住促進策として大きな注目を集めている。

これまでの地方での雇用創出の発想が企業誘致等を中心としていたのに対し、本制度は地域事業者の労働力不足に着目する点に特徴がある。すでに農業分野でみられる労働需要の組合せの工夫にも近く、農業の事業者がかかわるケースが多い。

なお、本制度の活用は地域の受援力を高める具体的な実践とみることができる。本制度を通じて移住者等の希望を実現していくという発想が持たれること、また、全国的に取組みが広がることを期待したい。

目　次

はじめに
1　特定地域づくり事業協同組合制度創設の背景とねらい
(1)　制度創設の背景
(2)　これまでの雇用創出の考え方
(3)　多業（マルチワーク）への注目
(4)　農業現場で先行する「仕事の組合せ」
2　特定地域づくり事業協同組合制度の概要
3　特定地域づくり事業協同組合制度の手続き
(1)　事前確認
(2)　事業協同組合の設立関係手続き
(3)　特定地域づくり事業協同組合の認定関係手続き
(4)　労働者派遣事業の届出関係手続き
4　具体的な取組事例と課題の考察
(1)　組合概要からみた制度の活用
(2)　働く職員からみた制度の活用
(3)　これまでにみられる課題
5　今後の制度活用に向けたポイント

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（2019年11月成立、以下「特定地域づくり推進法」という）に基づき、20年６月から特定地域づくり事業協同組合制度がスタートしている。

本制度は、財政支援や労働者派遣法の特例措置等を通じながら、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を地域事業者の労働需要を組み合わせて作り出し、地域の担い手となるべく人材を地域内外から呼び込むことを意図する仕組みであり、新たな移住・定住促進策として大きな注目を集めている。

かつて石田（2021）では、農山村への移住促進を含む農村政策における農山村での「しごとづくり」の重要性を述べ、それに向けた農山村の「受援力」（外部からの関心や支援等を受け入れる力の総称）向上の必要性を論じた。21年のふるさと回帰支援センターの相談対応件数が過去最多になるなど、これまで以上に都市部から農山村に向かう関心が高まるなかで、移住検討時の最上位課題である移住先での仕事確保の問題解決は、より一層急務となっている。

こうして考えてみると、地域の事業者が中心となり、人材の地方回帰の土台となる「雇用の場」の創出を目指す特定地域づくり事業協同組合制度の方向性は、まさにしごとづくりにかかる地域の受援力向上の具体的実践といえ、現在の農山村が抱える課題に関する参考事例になりうる。

そこで本稿では、大きく三つのパートに分けて制度を紹介し、本制度の意義とポイントをまとめてみたい。

具体的には、まず、農山村でのしごとづくりの観点から制度創設の経緯とねらいをまとめる。次いで、実際に制度の活用を検討する場合を念頭において、本制度のスキームと必要な手続き、制度活用時のポイント等を整理していきたい。そして最後に、今後の制度活用の方向性に関する私見を述べてみたい。

なお以下では、地方部・農山村において農業の存在感が大きく、関連事業者団体として農協に対する期待があるにもかかわらず、ここに着目して制度の概要をまとめた文献が少ないことから、農業・農協がかかわる制度活用を中心に考えていきたい。

1　特定地域づくり事業協同組合制度創設の背景とねらい

(1)　制度創設の背景

まずは、特定地域づくり事業協同組合制度創設の背景とねらいをみていきたい。

日本の総人口は08年をピークに減少に転じ、全国ほとんどの地域が人口減少に直面している。その一方で、東京圏への人口流入は続いたため、東京一極集中と呼ばれる状況がより顕著となり、その是正に向けた検討が近年にかけて活発である。例えば、14年からの地方創生は、地方と東京圏との転出・転入の均衡を目標に定めるなど、地

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

方の人口減少対策の一面を持つ。また、第二次「国土形成計画（全国計画）」（15年）は、本格的な人口減少社会の到来を踏まえた国土づくりの方向性を定めるなかで、東京一極集中に向かう人の流れを変え、人口の地域的な偏在の緩和を目指す方向性を掲げ、地方への移住を含む田園回帰の考え方に関して初めて明記している。このため、15年は「田園回帰元年」と呼ばれることもあり、この前後から移住促進や関係人口創出に関する議論が増えている。

ここで注目したいのは、タイミングを同じくして、都市部の住民の移住を含む田園回帰に対する関心が高まっていることである。この背景には、都市部での非正規雇用の増大や20年以降の新型コロナウイルス感染拡大などに起因する労働市場の不安定化の進展が多分に影響していると考えられる。ただし、それとならんで、田園回帰に関連する施策の拡充により関連情報へのアクセスが容易になったこと、二地域居住やワーケーション、半農半Xや副業・複業など多様な関心・希望に対応する選択肢がわかりやすく周知されたために、ライフスタイルを見直す際に、地方に着目する機会が増えた結果とも考えられる。

こうした状況においては、移住者等を受け入れたい地域の行政や住民、農業者を含む事業者と移住・田園回帰を望む都市住民等との間の「すれ違い」をできるだけなくし、相互の希望を実現していくことが重要であり、そのための施策を検討・実践する段階だといえる。

(2)　これまでの雇用創出の考え方

特に農山村への移住については、以前から三つのハードル（「すまい」「なりわい」「コミュニティ〔人間関係が濃密過ぎるコミュニティ〕」）が指摘されている（小田切（2014）、筒井・佐久間・嵩（2016）など）。このうち、仕事に該当する「なりわい」は、いくつかの調査結果から、とりわけ高いハードルだと考えることができる。

例えば、18年の総務省「『田園回帰』に関する調査研究報告書」では、農村移住時に最も重視する事項の最多回答は「生活が維持できる仕事（収入）があること」となっている。また、17年の移住・交流推進機構「『若者の移住』調査」では、「移住先では求める給与水準にない」「移住先では専門性を活かせない」など、仕事関連が移住を妨げる要因と回答する割合が５割近くにのぼっている。

もちろん、これまでの政策等が農山村での仕事の確保に配慮していなかったわけではない。

特に地方創生は、14年の開始時点から「『しごと』が『ひと』を呼び、『ひと』が『しごと』を呼び込む好循環」を基本的な考え方に据えており、19年からの第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」になると「地方創生テレワーク」など新たな観点を取り込みながら、地方への移住・定着を進めようとしている。

また、20年の食料・農業・農村基本計画は、農村政策を重視して三つの柱を定めたうち、第一の柱を「地域資源を活用した所

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

得と雇用機会の確保」とし、22年４月に公表された新しい農村政策でも「しごとづくりの施策」に関する具体的方向性を明示している。(注1)

ただし、こうした動きがありながら、仕事関連の課題はいまだ解決に至っていない。この理由としては、これまでの雇用機会の確保の発想が、移住者等の希望と合致しないばかりか、かい離する方向に進んでしまったことが要因として考えられる。

具体的にいえば、地域外からの企業誘致の発想に偏ったことが一つあげられる。地方創生でも具体的な施策は東京23区からの本社機能の一部移転等が中心であり、農業・農村においても13年12月以降の「農林水産業・地域の活力創造プラン」が総じて企業誘致に高い期待を持っている。(注2) また、15年３月には、農村における雇用と所得の確保を検討する場として「農村における就業機会の拡大に関する検討会」が設置され、移住者向けの雇用確保を含めた議論を行っていたが、最終的には農村地域工業等導入促進法の改正として、産業誘致を進める農村産業法が主な成果となっている。これらは、誘致された企業の業種が、移住者等の希望と一致しない限り、移住促進策として十分ではない。結果的にみれば、地方への人の動きを進める産業誘致が実現しなかったとみるべきであろう。

農業・農村についていえば、農村側が移住者像として、新規就農者、ひいては独立新規就農者を期待しすぎていたことも要因にあげられる。(注3) 当然ながら、すべての移住希望者が新規就農希望者ではないし、また就農希望があったとしても、移住直後にほかから事業を承継して自営農業を志向するとは限らないことから、「継業」(注4)を含めて、これらの期待は、結果的に移住者にとって高いハードルになってしまったように考えられる。

そのうえで、ここで考えておきたいのは、これまでの地方における仕事の確保の議論において、人手不足に直面する地域事業者に対する関心が希薄だったことである。この結果、多数の地域事業者が人手不足に直面していても、地域には「仕事がない」と判断されることが多かった。

田園回帰をめぐる「なりわいづくり」の議論では、地域資源活用の重要性が指摘されている。この範囲を地域事業者まで広げて考えてみれば、地域事業者の労働需要を組み合わせた新たな「仕事」を検討することが可能となる。

(3)　多業（マルチワーク）への注目

近年、「一つの“仕事”のみに従事するのではなく、同時に複数の仕事に携わる働き方」である多業（マルチワーク）が注目を集めている。(注5) こうした働き方は、もともと農山村では一般的であるとして、兼業農家もここに含まれる。その強みは、複数の所得源を有することに起因しており、15年８月の国土形成計画（全国計画）における、「半農半Ｘ」等の多業によって集落での生活が維持できる可能性への期待をはじめとして、マルチワーカーの自己実現につながりやす

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

いメリットまで、多方面から高く評価されている。それゆえ、農村政策も、かつて小田切（2018）が述べていた、農業以外の多様な業を含めた『多業型経済』の現代的再生を農山村経済の基本線として位置づけられるべきという方向性に位置付く内容になっており、おそらく今後の論点は、ここでいう現代的再生の進め方になってこよう。

こうして考えてみると、先にあげた地域事業者の労働需要を組み合わせた雇用の創出は、マルチワーク・多業型経済につながる発想であり、特定地域づくり事業協同組合制度の目指す方向性とも合致する。20年基本計画には、本制度の活用を含めて、地域内の様々な事業者を多業により支える人材の確保・活躍を推進するという記述はあるが、移住促進の観点から、多業のメリットを整理し、具体的な施策を検討すべきであろう。

とはいえ、22年４月の新たな農村施策をみると、多様な雇用機会の創出を施策の中心とする記述はあるものの、従来の６次産業化を発展させた「農山漁村発イノベーション」が主な内容の中心であり、新たな事業創出が念頭におかれている。また、半農半Ｘや農村マルチワーカーに関する記述はあるが、「農業生産活動に取り組みつつ、農業以外の事業にも取り組む者」という記載がなされ、かつての兼業農家に近い、就農および自営農業をともなうケースが明記されているなど、移住者にかかる仕事の創出に関する、先にあげた問題点をそのまま内在している。「農村マルチワーカー」に関しては就農の前段階を発想するなど段階的な整理があるべきだろう。

(4)　農業現場で先行する「仕事の組合せ」

農業分野では、産業の特性から労働需要が短期的となりやすい。こうした農業労働需要の特殊性から、農業と漁業に限り、人手不足の解消を目的とする特定技能外国人の派遣形態での雇用が短期雇用を見込んで認められるほどである。それゆえ、兼業農家をはじめとして、複数の仕事に従事する多業がこれまで広く展開していた。

一方、雇われる側からみると、労働需要の短期性は就労環境の不安定性に直結することから、移住者のみならず、都市部の住民からも就労先として選ばれにくい要因となっている。

こうした選ばれない産業である状況について農業現場も危機感を持ち始めており、いわゆる「働き方改革」の実践など就労先としての魅力向上をねらう取組みが盛んである。

とりわけ短期雇用労働者を多く必要とする産地では、高齢化を理由に臨時労働者の離農が急速に進み、毎年の繁忙期に農作業に慣れた人を雇用できない問題が生じているため、継続的に働きに来てくれる人の新たな確保が急務となっている。この時、一つの対応手段として、事業者の労働需要を組み合わせ、安定的な就労機会を確保し、就労環境としての魅力を高めていく農業現場発の工夫が生まれ、すでに実践する事例

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

も出ている。

その代表的な取組みが、石田（2022a、2022b）でも紹介した「全農おおいた方式」である。これは請負の仕組みを活用して、地域の農業労働力需要を調整し、継続的に働くことができる機会を提供する取組みとして、すでに延べ２万人を超える都市部の住民が農作業に従事するきっかけとなっている。21年からは、県内全体の農閑期にあたる時期に漁業と林業の業務を組み入れて、確保する年間の仕事量を増やし、従業員が定着できる環境の整備を進めている。なお、22年３月には、本方式の全国展開にかかる全国労働力支援協議会も発足しており、今後さらに取組みが広まる見込みである。

組合せの発想は、石田（2019）にまとめた「農作業請負方式技能実習」にもみられ、農協が地域の農業者と請負契約を締結して連携し、農協と農業者のほ場等における継続的な実習機会を作り出している。

これらの取組みをみると、全農おおいた等や農協が、労働需要の調整役と請負契約を締結して指揮命令者となる役割を兼ね、中間組織として労働者と農業者を結ぶ重要な役割を担っていることがわかる。また、延べ人数の多さから、農業者の労働需要を組み合わせて創出した継続的な就労機会が評価される可能性をうかがうことができ、マルチワーク希望者や移住者に対するアピールになることから、望ましい取組みと考えられる。

その一方で、農業単独では通年の仕事の創出が容易ではない。様々な業種の事業者の連携が理想ではあるが、業務内容が多岐にわたると、業務の受託側が指揮命令者として対応することの負荷が大きくなりすぎてしまうという仕組み上の限界も生じてしまう。

そこで考えてみると、特定地域づくり事業協同組合制度は、労働者派遣事業を用いて上記のポイントおよび課題をカバーしつつ、農業現場での工夫のよい面を取り入れた仕組みと解釈できる。さらに事業を進めやすくする配慮として特例措置等が講じられることから、地域の観点、働く人の観点どちらにもメリットが生じ、移住者に向けた多業の実践の提案につなげることができるように考えられる。以下、その概要をみていきたい。

（注１）20年の食料・農業・農村基本計画における農村政策の全体像は加集（2020）に詳しい。
　農村政策は、20年計画策定後も引き続き議論が行われていた。その議論を反映したものが、22年４月の新たな農村政策の方針であり、新しい農村政策の在り方に関する検討会と長期的な土地利用の在り方に関する検討会の連名により「地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築」として公表されている。

（注２）農業分野における地方創生および企業誘致に対する期待については、石田（2016）にまとめている。

（注３）最近では、雇用就農や農協等での研修など新規独立就農以外の就農ルートも整備されている。雇用就農では「業務内容が合わない、想定と違っていた」ことを理由とする離農が目立つなどの課題も出ており、その改善が急務となる。なお、20年度以降は、農の雇用事業の農業者に対する要件として「働きやすい職場環境整備」が必須となっており、この改善効果の検証が待たれる。

（注４）継業は、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（15年６月）も取り上げている考え方であり、筒井・尾原（2018）や筒井（2022）などに詳しい。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

（注５）ここでの多業の定義は、国土形成計画の策定にあたり国土交通省国土計画局が06年に実施した「NPO活動を含む『多業』（マルチワーク）と『近居』の実態等に関する調査結果」を参考とした。多業については、近年の研究も多く、一形態である兼業農家を評価する玉（2020）、半農半Ｘについて広く紹介し、可能性を論じる塩見ほか編（2021）、国民生活基礎調査やアンケート調査から農業がかかわる多業の実態の把握を試みた平井・松井（2021）が参考になる。

２　特定地域づくり事業協同組合制度の概要

ここからは具体的に特定地域づくり事業協同組合制度の概要をみていきたい。

本制度は、地域の担い手となる「地域づくり人材」が安心して活躍できる環境を整備することを通じて、人口急減地域の社会維持や活性化の実現をねらっている。基本スキームは第１図のとおりであり、地域の複数の事業者の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、地域事業者が協同して派遣労働者を通年で雇用したうえで、それぞれの地域事業者に派遣する仕組みとなっている。地方回帰の土台として、雇用の場の創出が欠かせないという認識から生まれた制度であり、人口急減地域におけるしごとづくりの新たな形態といえる。

根拠法となる特定地域づくり推進法は議員立法であり、本法の企画・立案にあたっては、島根県海士町の海士町観光協会が11年に自ら労働者派遣事業者となって実施していた「マルチワーカー人材派遣制度」（移住者を正規職員として雇用し、季節ごとに人手不足が生じる地域内事業者に職員を派遣する事業）を参照元としているため(注6)、労働者

第1図　特定地域づくり事業協同組合制度の概要

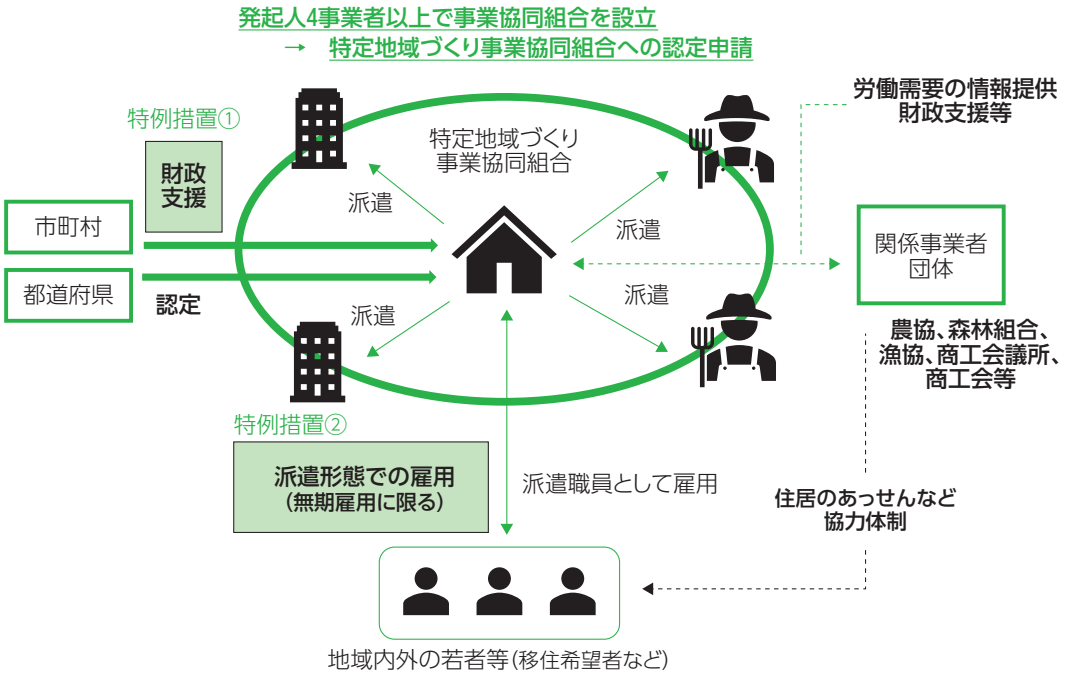

資料　特定地域づくり事業推進法から作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

派遣事業を活用して職員を雇用する点に関して共通している。なお、法に基づく制度となったことで、雇用の場を創出しやすくするための新たな配慮等が講じられている。

その一つが、派遣元事業者として、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合を活用する点である。個々の事業者が短期的に雇用契約を締結するよりも、組合が派遣元として雇用し、安定的な雇用契約を締結することが望ましく、一括して適正な労務管理を行える点などもメリットとなる。また、既存の株式会社形態の人材派遣会社を対象から外し、地域の事業者が主体的に運営する事業協同組合を対象と定めることで、地域が一体となって制度の活用を検討する気運が高まるという利点もある。

いま一つは、労働者派遣法に関する特例措置の創設である。労働者派遣法では、派遣事業の適正な実施を確保するために様々な要件・基準を定めており、事業の実施にあたり許可制としている。こうした要件等のなかには、地域の事業者では満たすことが難しい内容もあり、とりわけ１事業所あたり２千万円の基準資産額が必須となる財産的基礎などは、賃金支払いの資産担保の確保という重要な意味を持つとはいえ、地域事業者および小規模事業者による団体（事業協同組合）にとって高いハードルとなっている。

そこで本制度では、本制度の趣旨に基づく事業協同組合が労働者派遣事業を行う場合に限り、許可制から届出制とする労働者派遣法の特例措置を講じ、異なる要件・基準を設けることが可能となっている。上記の財産的基礎についても、都道府県知事が職員数や給与水準をもとに判断した基準を満たせばよいこととされ、結果的に許可制時よりも少ない基準資産額での事業実施ができるようになっている。(注7)

ただし、派遣事業の運営に関しては、基本的に労働者派遣法の規定に沿う必要がある。(注8) 例えば、労働者派遣法が禁止業務としている港湾運送、建設、警備等の業務に対する派遣は同じく行うことができない。第一次産業では、林業の一部業務が派遣法上では建設業務とみなされてしまい、派遣不可である点に注意が必要となる。(注9)

派遣職員の雇用管理体制も同じく労働者派遣法に従うこととなり、派遣元責任者の選任や職員へのキャリアアップ措置の検討は必須となる。これらの内容に関する派遣法の定めは、派遣元責任者の選任だけをみても、一定の雇用管理の経験および派遣元責任講習の受講が必要であるなど、組合の組織体制を検討するうえで課題となりやすく、時間を要する内容を多く含む。特例措置があるとはいえ、派遣法の内容の事前確認が欠かせない理由である。

また、もう一つの措置として、組合の安定的な運営に向けた財政上の支援措置が設けられている。この中心となる「特定地域づくり事業推進交付金」は、市町村等が組合の運営経費として支出する補助金額等の一部を国の予算から交付する内容であり、交付金の対象となる派遣職員人件費と事務局運営費ごとに、要綱が定める交付限度額

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

と市町村等の助成額の２分の１の範囲内で金額が決定する（第２図）。さらに、市町村等の支出額から上記の交付金額を引いた市町村の負担分に関して、２分の１の特別交付税措置が講じられることになっており、市町村の負担は実質的に助成額のおおむね４分の１となる。また、組合の設立時の財産的基礎の確保を目的とした支援についても、経費の２分の１に特別交付税措置が行われる。各種財政的な措置を通じて、市町村等による組合に対する支援を促し、結果的に、小規模事業者による組合設立を後押しする内容だといえる。

逆にいえば、市町村との合意がないと、制度活用が想定しにくく、地域一体での検討が欠かせない仕組みとなっている。

ここでの注目点は、特定地域づくり事業推進交付金に関して二つの条件を設け、財政支援の面からも制度の健全な運用に向けた配慮を行っていることである。すなわち、一つの派遣先での年間労働時間が全体の８割を超える職員の人件費を全額交付金の対象外とすることで、制度趣旨に反する継続的な雇用が可能な事業者の制度利用を排除するとともに、派遣職員の稼働率(注10)が８割未満の場合、その稼働率に応じて、交付金対象の上限額を漸減することで、組合が派遣先の確保に努めることを喚起する工夫がなされている。

なお、制度上は、年齢、性別、居住地を含めて、地域づくり人材に関する特段の条件は定められておらず、幅広い人材が派遣職員になることができる。ただし、衆議院、参議院の附帯決議において、できる限り当該人口急減地区外の人材の移住や定住の促進となることが求められていたように、地域外から人を呼び込む役割が本制度には期待される傾向にある。総務省の調査結果(注11)をみると、21年11月までに本制度を通じて雇用された職員のうち、６割強が地域外部からの移住者、４分の３が30代以下となり、現状、若者のUIJターン促進策として事実上機能しているといえる。

第2図　特定地域づくり事業推進交付金の交付額の算定方法

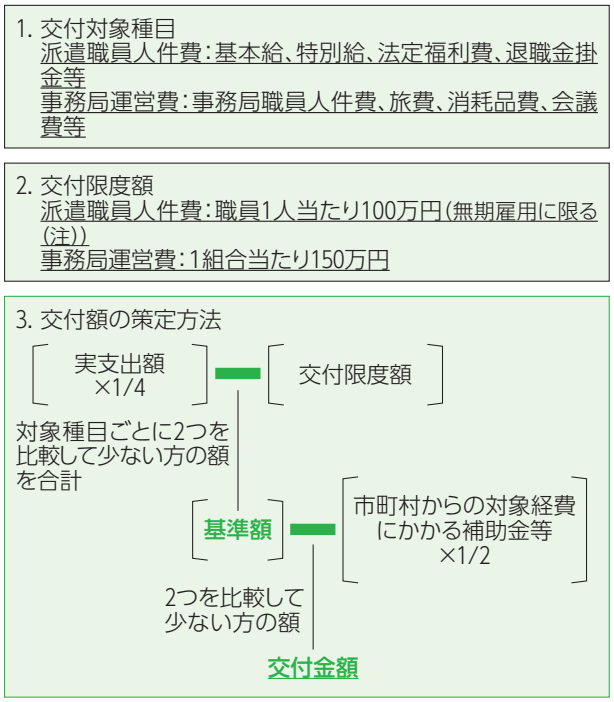

資料　総務省「特定地域づくり事業推進交付金交付要綱」
（注）　対象は、期間を定めないで雇用する職員にかかるものに限り、稼働率が0.8未満の派遣職員については、1人当たり限度額は125万円に稼働率を乗じた額となる。

（注６）海士町でのマルチワーカー人材派遣制度は、「春は岩ガキ養殖、夏はホテルなどの観光業、秋はイカの加工を行うCAS事業、冬は干しナマコの加工場などへ派遣することで、１人の人材で最低４カ所の事業所の人材不足の解消」をねらっていた。移住者の就労先確保と事業者での季節的な人手不足の解消を同時にねらっている点

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

に注目したい。本事業の詳細については、大江和彦海士町長による「承前啓後のまちづくり」(21年10月25日、https://www.zck.or.jp/site/essay/21835.html) などが参考になる。なお、海士町を参考としつつ、特定地域づくり推進法が議員立法として成立した過程は、窪島（2020）に詳しい。

(注７) 基準資産額は都道府県ごとに異なるが、派遣職員数が10人程度であれば１千万円弱となり、派遣法の基準と比べると当初の資金確保のハードルは低くなっている。ただし、本制度の目的である安定的かつ一定の給与水準の確保の趣旨に沿って、届出制の対象は無期雇用職員に限られる。したがって、有期の派遣職員を雇用する場合は、別途、通常の許可制の手続きが必須となることに注意を要する。

(注８) 本制度において労働者派遣法の読替えが必要なポイントは、特定地域づくり推進法のガイドラインの最後にある参考条文に詳しい。基本的には届出制への変更を除き共通しているが、第23条の２のいわゆる「グループ企業内派遣の８割規制」の適用除外は注目点といえる。これにより、グループ企業となる複数の法人や農協・農協出資型法人等が出資し、連結子会社に該当する事業協同組合を設立する場合でも、本制度に基づく派遣事業を活用していれば、グループ企業の派遣上限を気にしなくてよい。

(注９) 労働者派遣事業関係業務取扱要領によれば、林業の作業のうち、「地ごしらえ」は建設現場における整地業務と類似することから、「植栽」は土地の改良が行われることから、労働者派遣法上においては建設の業務にあたると解釈されている。

(注10) 稼働率は、職員ごとに（派遣先における年間総労働時間－派遣先における年間総残業時間）／［(派遣先における年間総労働時間－派遣先における年間総残業時間）＋年間総休業時間］として計算する。ここでの休業時間は、使用者の責めに帰すべき事由により休業させた場合の時間であり、年次有給休暇は総労働時間に含めない。

(注11) 総務省「特定地域づくり事業協同組合　派遣職員の状況について」を参照した。

３　特定地域づくり事業協同組合制度の手続き

特定地域づくり事業協同組合を活用するための手続きの流れをまとめてみると、①事業協同組合の設立関係手続き、②「特定地域づくり事業協同組合」の認定関係手続き、③労働者派遣事業の届出関係手続き、の順に３段階に分かれる。ただし、第３図にまとめたとおり、手続き前の事前検討が重要であるし、各段階の手続きで記載すべき事項の多くが重複するため、実際には並行して検討を進めることになる。

これらの作業について、20年７月までに設立された組合の実績では、平均9.6か月を要している。制度の施行から２年近くが経過し、現在ではこれより短い期間での完了も見込まれるが、検討にある程度の時間を要すると考えるべきである。

各段階の手続きに関しては、制度のガイドラインや総務省の報告書(注12)に詳細な説明があるため、本稿では農業者や農協が組合にかかわる状況において、注意すべきポイントを中心に紹介したい。

(1)　事前確認

特定地域づくり事業協同組合制度は、制度が定める基準等を満たす事業協同組合が「特定地域づくり事業協同組合」となって、「特定地域づくり事業」を行う仕組みであるため、制度活用の事前準備として、事業協同組合を設立できるか、その組合が特定地域づくり事業協同組合制度の基準に適合できるのか、とりわけ以下３点について事前の確認が必須である。

第一は、制度活用を検討する地域が、本制度の対象となる「地域人口の急減に直面している地域」に該当するかの確認である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3図　特定地域づくり事業協同組合制度活用時の手続きのイメージ

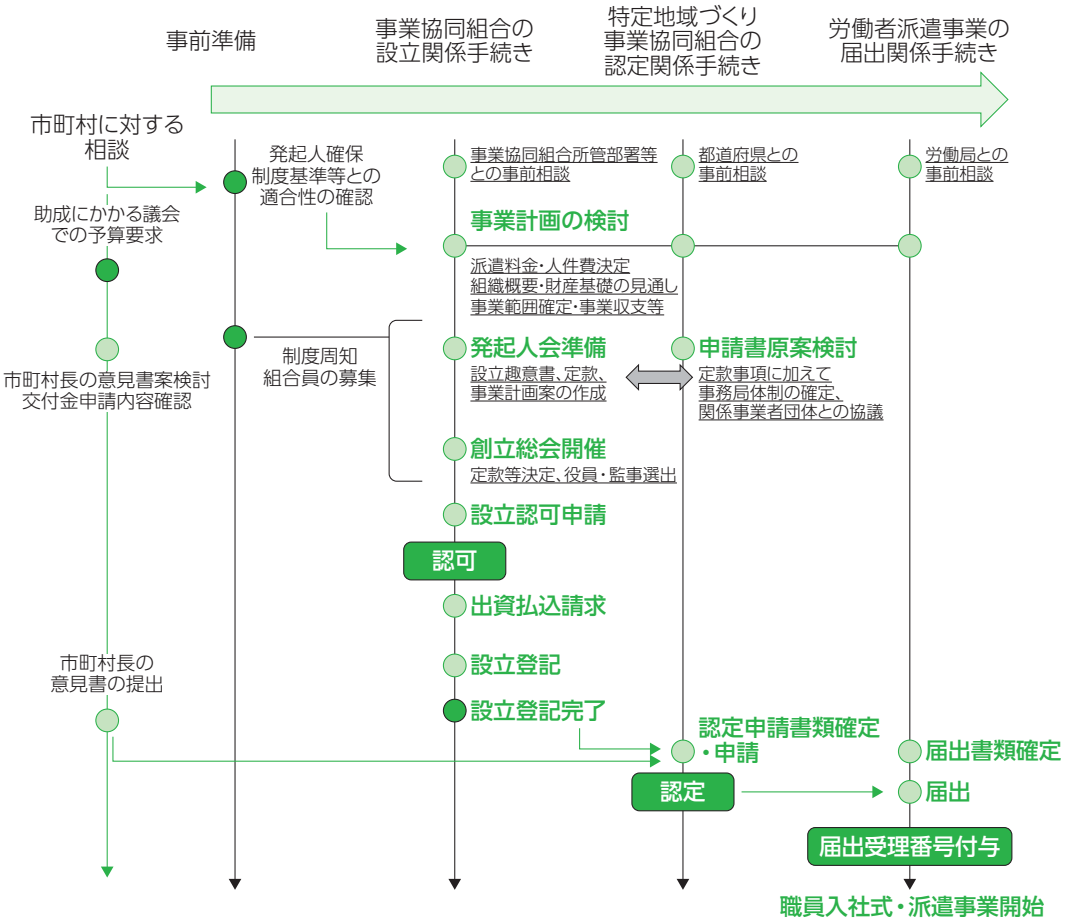

資料　総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン」(21年6月)

過疎法に基づく過疎地域はすべて対象となり、過疎地域以外でも、過疎地域と同程度の人口減少等が進んでいれば対象になる。特に広域市の場合は、市全域では人口急減地域に該当しないものの、合併以前の旧町・旧村単位など一部のエリアに限れば人口急減地域とみなされるケースが多く、すでにいくつかの市では一部エリアを地域とする組合の設立事例がみられる。エリア設定も含めて、まずは人口急減地域に該当するか確認すべきといえる。

第二は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立に必須となる、４事業者以上の発起人と発起人以外の組合員を確保できるかの確認である。発起人、組合員は個人でも問題なく、法人格も問われないため、幅広い地域事業者の参加が可能である。ただし、組合員はマルチワーカーの派遣先を兼ねることから、通年の仕事の創出を念頭に入れて組合員確保を進める必要がある。例えば、同じ品目の農業者だけで設立した組合では、組合員の繁閑が一致してしまい、制度の趣旨である年間を通じた安定的な職場の創出とはなりにくい。こうし

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

た事態を避けるため、繁閑期が異なる作目や異なる業種の事業者と連携することを模索することが望ましい。

とはいえ、先行事例をみると、業種をまたいで事業者が自然に集まるケースは少なく、市町村や商工会等が個別に声かけや事業者向けのアンケートを実施するなどの働きかけを行ったケースが大半のようである。なかには、会合や広報誌等を通じて組合員確保に成功した事例や地域の食の発信という同じ思いを持った複数事業者の連携事例、すでにマルチワーカーの就労先となっていた農業法人と酒造会社が組合員となる事例などもあり、地域の既存の取組みに着目していくことも有益と考えられる。

このとき注意すべきは、本制度の趣旨に沿って、特定地域づくり事業協同組合の派遣先は組合の地区が属する市町村の区域内の事業所に限られる点である(注13)。したがって、複数の市町村に展開する農業法人や広域農協が組合員になったとしても、派遣先として該当する事業所は限られる。逆にいえば、広域農協の場合は、本店は対象外となり、支店・支所のみ対象となるケースが多いことが想定されるため、組織として組合に参加するときに留意すべきポイントといえる。

第三は、市町村等との連携可能性の確認である。先にみたとおり、本制度の財政的な支援はすべて市町村等の補助金等の支出が起点となる。市町村等の合意が必須となり、議会での合意を要することにもなるため、早いタイミングでの相談が望ましい。また、本制度では、近隣の農協など関係事業者団体との連携協力体制を重視し、申請時の書類にも協力体制の構築状況の記載を求めている。連携すべき内容としては、労働需要に関する情報提供や財政的な支援、特定地域づくり事業協同組合で働く職員への住居のあっせんなど多岐にわたり、組合運営に大きく関係するため、同じく早期のタイミングで連携可能性を協議すべきといえる。

(2)　事業協同組合の設立関係手続き

事業協同組合の設立は、都道府県の所管部署や各県域の中小企業団体中央会と相談しつつ、中小企業等協同組合法の定めに沿って行う。

具体的には、設立趣意書、定款、事業計画の案を作成したうえで、４事業者以上の発起人により設立発起人会を開く。次いで、組合員になろうとする事業者を交えて、創立総会を開催し、定款案等の決定と理事・監事の選出を行い、書類作成など申請準備を進める。申請後都道府県知事から認可を受けた後は、組合員による出資金の払込みを経て、設立登記を行い、設立完了となる。

こうした組合設立は手続きの第１段階にあたるものの、定款および設立趣意書に事務所の立地や組合員の資格（組合員になることができる業種等の範囲）、出資１口の金額、賦課金の有無とその金額、事業計画の概要等を記載しなければならないことから、組合のおおむねの方向性は確定しておく必要がある。

このうち組合員資格は、組合組織の性格

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

にかかわり、本制度の場合はマルチワーカーの派遣先範囲の決定にも直結することから重要な決定事項となる。実際の作業としては、日本標準産業分類を参考として定款上に明記することになり、発起人の主な業務内容はもとより、組合員となりうる事業者の業種も漏れなく記載することが望ましい。広域農協など中小企業等協同組合法の「小規模の事業者」に該当しない事業者の取扱いは論点となりやすいが、結論からいえば、他の発起人と都道府県の事業協同組合の担当部署の判断によって、組合員になることは制度上可能であり、すでに農協が組合員となる組合も複数存在している。このときは、組合員の資格に「農業協同組合（他に分類されないもの）の事業者」を定め、当該農協の総代会での附議など、農協内での手続きが必要なことを留意すべきである。

また、事業計画書に記載が必要となる組合が行う事業の範囲も組合方針にかかわる重要な決定事項である。特定地域づくり事業協同組合が必ず実施することになる「特定地域づくり事業」として認められている範囲には、マルチワーカーの労働者派遣事業と無料職業紹介事業のほか、移住支援やワーキングホリデーなどの短期的な人材確保事業、地域づくり人材のスキル向上など地域づくり人材の確保等を推進するための事業の企画・実施までが含まれる。各組合では、それぞれの設立目的と地域の特性に応じて、実施する事業内容の範囲を定め、人材確保を含めた組織体制の構築をはかる必要がある。この点を逆に考えてみると、特定地域づくり事業は、農業経営等の収益事業や買い物支援などの公益事業は含まないということを意味し、あくまでこれらの事業を行う事業者への労働者派遣を中心に考える必要がある。したがって、事業計画策定の際は、労働者派遣事業を中心とする収支によって、組合経営が継続できるか判断することも重要であろう。

(3)　特定地域づくり事業協同組合の認定関係手続き

特定地域づくり事業協同組合の認定関係手続きでは、事業計画の記載内容に関する詳細な記述が求められる。特に労働者派遣事業に関しては、本来の労働者派遣法の許可申請時と同等の内容が記載事項となり、派遣実施体制やキャリアアップの指針はここで明記することになる。

前述のとおり、実施体制では、３年以上の労働管理経験がある派遣元責任者の確保がポイントになりやすい。事務局長や組合の役員がなるケースが多いが、いずれも派遣元責任者講習の受講が必須となり、時間を要することもありうる。これらの体制を確定したうえで、書類を作成して認定申請を行い、制度が定める各種基準に適合していることが確認されれば、特定地域づくり事業協同組合として、都道府県知事の認定を受けることができる。

(4)　労働者派遣事業の届出関係手続き

最後は、特定地域づくり事業協同組合が実際に労働者派遣事業を開始するための手

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

続きである。届出先は厚生労働省であり、実際には都道府県労働局が窓口となる。届出時に必要な内容は、２段階目の認定手続き時と同じであるため、ここでの検討事項は少ない。届出後は比較的時間を要さずに届出受理番号が付与され、事業を開始することができる。

(注12) 総務省地域力創造グループ地域振興室「特定地域づくり事業協同組合制度に関する調査研究事業報告書」（22年３月）

(注13) ここでの事業所の考え方は、雇用保険の適用事業所に関する考え方と基本的に同一である。なお、市町村の一部エリアを組合地区として制度活用する場合は、特定地域づくり推進法第７条第１項に基づき、都道府県知事が判断して、さらなる派遣範囲の条件や利用分量の制限を設けることができる。組合の地域を広域市の一部とする組合では、同じ市内でも組合の地区外の派遣について100分の20までとする制限が設けられた事例も出ており、特に都市部を含む広域市での制度活用時はこうした制限がありえる。

4　具体的な取組事例と課題の考察

(1)　組合概要からみた制度の活用

総務省のウェブサイトによれば、22年４月１日現在、全国で46の特定地域づくり事業協同組合が認定済みである。島根県や佐賀県、長崎県など一部の県域の組合数が多い傾向はあるが、全国的に組成が進み、21年８月末時点の18組合から2.5倍に増加している。21年12月の市町村向けの意向調査によれば、1,718団体中認定済みを含めて112団体が活用意向を持ち、448団体が検討中という結果があり、今後さらなる増加が見込まれる。

設立経緯としては、地域外から人を雇用したいが、一事業者単位では通年の雇用ができないことに悩む地域が移住関連施策として、検討を始める事例が多い。なかには、当初外国人材の受入れを検討していたが、その後、方針を見直して本制度を活用したケースもある（山本（2022））。

派遣先となる組合員数は、当初は５事業者以下が過半であったが、その後は組合員数が多い事例も出てきている。組合員数が多い組合では、仕事の組合せにバリエーションを設け、職員の希望に応じているケースもみられる。なかには短期的に複数の事業者のもとに派遣することで、地域内でのインターンシップ的な機能を持たせる事例も出ている。

派遣先の業種に注目すると、46組合のうち32組合において農業の事業者が主な派遣先となっている。特定の業種としては農業が最多であり、本制度が農業との相性がよいことを裏付けている。

次に各組合における組合員の業種構成をみると、異なる業種の事業者が連携する事例が大半である。年間の派遣スケジュール案もあわせて確認すると、制度が当初から想定していた繁忙期が異なる業種間の連携が多く、農業と酒造会社やスキー場、宿泊業などの組合せが目立つ。このケースでは、派遣先が比較的固定される傾向がみられる。

これとは別に、繁忙期が限られる業種と、時期を問わず人手を必要とする業種の事業者を組合員とする組合も少なからず存在している。これは、とりわけ組合員数が多い組合でよくみられ、年間を通じて仕事はあ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

るが作業時間が短い、あるいは作業が発生するタイミングが月のうち数日という労働需要を持つ事業者が加わっているケースが多いようである。農業は、天候上の理由などから作業スケジュールの確定が直前まで難しく、雨天時に急きょ仕事が延期となるケースも多い。そのため、農業分野での派遣事業を論じる高畑（2019）は、バッファー機能を担う派遣先確保の重要性を指摘していた。特定地域づくり事業協同組合制度についても同じであり、農協の選果場を含めて、安定的かつ就労日の調整が比較的可能な派遣先を確保することが組合の運営上非常に望ましい。

ただし、いくつかの組合は、新規就農者の確保を目的として、農業者のみで組合を設立している。これらの農業者は繁忙期が異なる品目の生産者であり、稲作と畑作と果樹、あるいは複数の野菜を組み合わせるケースが存在している。この場合は、農業分野だけで通年の仕事を創出できるのか、あるいは、品目間で必要とする労働需要量が完全に一致しないことへの調整をいかに考えるのかなど実践上の課題は多い。その一方で、組合の派遣職員にとっては、新規独立就農や法人での雇用就農と比べて、様々な品目や多様な農業者のもとでの作業を体験できることになるため、地域農業を広く知ってもらえる利点がある。

農業に着目すると、組合員となる事業者の多様性が特徴として指摘できる。つまり、個人・法人（農協出資型法人含む）の農業事業者に加えて、農協や複数の集落営農組織を構成員とする事業協同組合、さらには市町村の農業公社（第三セクター）など、法人格だけをみても多様な事業者が組合員となっている。これらの農協等や農業公社は、地域の農業者から収穫、堆肥運搬や散布、ヘリ防除、草刈りなどの農作業を受託する事業を実施していることが多く、組合から派遣された職員はこうした受託業務に従事する。

こうした受託事業の利用者は、特定の作業に関して、数日から数週間の期間で人手を必要とするタイプの農業者である。これらの利用者が、特定地域づくり事業協同組合に参加することは、派遣先数が増える点では望ましい一方で、事務局の負荷が大きくなるなどのデメリットもある。ここで受託組織を中間組織的に組合員に加えれば、個々の農業者とのスケジュール調整や料金調整を一任できるほか、派遣労働者にとっても派遣先の固定につながるため、働きやすさの向上が実現するなどのメリットを得ることができる。また、派遣法上、任意組織への派遣は不可であるが、受託組織を介することで、農村部に多い任意組織の集落営農組織などとのかかわりを持つこともできる。

さらにいえば、加工施設、宿泊施設など従事する場所が固定されやすい業種に比べて、農作業は従事するほ場が日常的に変動し、場所の特定や移動が大変になることが多い。そのため、よほど事務局が地域の農業に精通していない限り、非常に負担になりうると考えられる。こうした負担の軽減

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

をはかるためにも、地域の受託組織との連携が持つ意義は大きいように思われる。

現時点で認定されている組合をみると、職員には組合で継続的に働いてもらうよりも、組合で数年間働いた後、派遣先の事業者への就職や新規就農、ないし地域内で起業・継業（事業承継）して、定住者となることを期待している傾向がみられる。特に特定地域づくり事業協同組合の職員となることを、組合員による直接雇用の前段階にあたる研修とみなしているような組合では、無料職業紹介事業を備えつつ、職員を育成する発想が強いように思われる。

(2)　働く職員からみた制度の活用

21年11月時点における、本制度を通じた派遣労働者の構成は男性54％、女性46％であり、男女比率はほぼ半々である。職員は地元出身者とは限らず、同一県内の近隣市等から来る者も多い。職員になるまでの経緯は、地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊の任期を終えて、地域内で仕事を探していた者、都市部への就職後に地元に戻ってきた者、新規移住者、地域内ですでにマルチワークを実践していた者まで様々であり、多様性に富んでいる。

組合を知るきっかけは、移住や新規就農相談時の市町村等からの案内や行政あるいは各組合が開設するウェブサイト経由が多いが、移住などとは関係ない、全国展開する民間の求人サイトを知るきっかけとした者も少なくない。これは、都市部での移住希望者が、まず移住検討先の求人情報の収集を行うことに由来しており、問合せ時に制度趣旨と組合の特性を伝えることがポイントと思われる。なかには、８人の採用に対して80人の応募があった組合もあるなど、地域の魅力を発信し、求人情報のアクセスを高めていけば、職員募集の難易度はそれほど高くないようである。

農業が派遣先となる組合の職員から話を聞いてみると、将来的な就農を目指す者がいる一方で、就農を希望していない者もいる。ただし、地元出身者であれば、就農希望がなくても、地域産業における農業の存在感から農作業に従事する意義の大きさを実感しているようである。また、マルチワーカーという働き方を理想として、組合に就職する者もおり、様々な仕事に従事するなかで、初めて農作業を経験する者も少なくない。

このように職員の希望は様々であり、働きながら将来ビジョンの検討を進めている状況といえよう。その一方で、自らの理想に対して制度を活用する者もみられる。ここでは２人の事例を紹介したい。

一人は、都市部の出身者であるが、農村部の酒造会社で働くうちに、新規就農に関心を持った事例である。就農する品目は地域の特産品である栗を選び、すでに農地も確保済みである。ただし、栗は植付けから収入を得るまでに数年の時間を要することから、その間の収入源として組合で働くことを決め、農業と酒造会社のマルチワーカーとなっている。組合の仕事をこなしつつ、休日や空き時間には栗園の管理を行ってお

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

り、その意味では兼業農家、さらにいえば「半農・半特定地域づくり事業協同組合職員」と呼べる働き方をしている。

栗に限らず、果樹や野菜でもアスパラガスなど経営が軌道に乗るまで数年を要する品目では、新規就農直後に別の収入源があることが望ましく、他地域でも参考になる事例と思われる。(注14)

もう一人は、移住後、マルチワーカーを実践する者が、制度活用を通じて、一層安定的なマルチワーカーとなることを確立したケースである。

Ｕ・Ｉターンフェア参加をきっかけに移住した後、県の半農半Ｘ研修を経て、すでに初夏～秋は農業、冬～春は酒造会社で働くマルチワーカーとなっている。半雇用就農半蔵人の働き方が気に入っているなかで、マルチワーク先の農業事業者と酒造会社がともに組合に参加したため、自らも組合職員となり、これまでの働き方を継続している。以前から独立就農より雇用就農を希望していたが、農業だけでは季節性の理由から就労機会が途切れてしまうという課題があった。他方、制度を通じて組合職員となれば、同じ働き方であっても、安定的な雇用契約が実現されており、非常に制度がプラスに働いていると考えられる。

(3)　これまでにみられる課題

組合設立が全国的に進んではいるが、22年３月末時点、認定から１年経過している割合は全体の２割にすぎない。よって、組合活動やその成果を評価するには時期尚早と思われる。ただし、先行する組合の活動内容をみると、すでにいくつかの課題がみられるため、特に論点となる以下２点を紹介したい。

第一は、最低限の発起人によって設立された組合で多く生じている、派遣先の調整にかかる課題である。

制度的には、組合員数の多寡は問題ではないが、組合運営上は組合員数が少ないと、当初の派遣先の見込みに何らかの変更が生じた際のぜい弱性が高い。特に発起人４事業者を中心に運営する組合は、事業開始後に派遣先を増やす必要性に直面しやすく、新たに組合員の募集を行う例が少なくない。この際は定款に定めた組合員資格が重要なポイントとなり、ここに定めがない業種の事業者を加える場合は、別途、定款変更が必要になってしまう。こうした手間を避けるためにも、派遣先確保の事前検討を入念に行うべきといえる。組合員数の多さは、移住希望者等の関心・希望に広く応えることにもなるほか、雇用できる職員数の増加にもつながる。移住・定住者を増やすという観点からも、多くの地域の事業者が連携することが重要であるように思われる。

第二は、派遣事業をめぐる論点である。

地域によっては、これまで派遣制度を知らなかった事業者が多く、派遣制度の無理解に起因するトラブルが生じているようである。とりわけ本制度の派遣事業は、単純な派遣労働者の受入れではなく、継続的に働いてもらい、将来的には地域づくり人材として定住してもらうことを見据えた受入

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

れである。各事業者が共通した制度理解を持つことが望ましく、制度趣旨と派遣事業に関して事前・事後の周知を一層はかるべきだと考えられる。

派遣事業に関しては、派遣料金の水準をめぐる議論も生じやすい。

派遣職員の賃金形態は、同一労働・同一賃金を踏まえて、労使協定方式か派遣先均等・均衡方式を選ぶことになるが、多くの組合は、派遣元が一定の要件を満たす労使協定を締結し、派遣労働者の待遇を決定する労使協定方式を選んでいる。本方式の場合は、派遣先によらず報酬額は同じとなり、派遣労働者の月ごとの収入に差が生じない点がメリットとなる。

一方、派遣先均等・均衡方式については、将来的に組合員による直接雇用を見据えて選ぶケースのほか、組合員数が多く、業種間の待遇の調整が難しいとの理由から選ばれるケースが多くを占める。

労使協定方式の場合、派遣先となる事業者では基本同じ派遣料金が提示される。派遣先事業者によっては、受入れ直後の作業効率の低さを理由として、直接雇用している労働者の賃金より割高と感じることもあるようだ。そのときは組合が熟練度に応じて弾力的な派遣料金を提示したり、継続的に受け入れるなかで熟練度が高まるような指導を行うなどを通じて、改善を目指すべきと思われる。

ちなみに、ある組合の事例では、当初、派遣料金を割高に感じていた事業者が、しばらくたって派遣職員がそれまで自社が対応できていなかったECサイトの運営に関するノウハウを持っていることを知り、それらの業務を依頼することで、料金にも納得感を感じるようになったという話が出ている。派遣職員のスキルに着目して、仕事を頼むことの重要性をうかがうことができるエピソードといえる。

以上のように派遣料金・賃金水準については、組合の収支と一般的な民間派遣事業者からの受入れとは異なる制度趣旨を踏まえたうえで、組合員と派遣職員がともに納得感を得ることができるかがポイントになろう。

こうしてみると、組合、派遣労働者、派遣先となる事業者のコミュニケーションを充実していくことが対策になるように思える。先の例のとおり、派遣先となる事業者が派遣労働者の得意な内容や希望する内容をわかっていれば、どのような仕事を頼むべきか検討しやすい。これらを通じて、派遣先事業者が派遣職員に「仕事を頼む」スキルをどのように高めていくかも、これからフォローすべき点のように思われる。

(注14) 無期雇用派遣職員として、すでに副業を有している者をフルタイムではなく短時間労働者と位置付けて雇用している事例もある。新規就農において考えてみると、就農開始後、徐々に組合で働く比率を下げ、最終的に完全に独立就農するというイメージを持つことができると考えられる。

5　今後の制度活用に向けたポイント

これまでみてきたとおり、本制度は地域

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の事業者の労働力不足を解消する仕組みではあるが、通年を通じて創出できる仕事量が雇用可能な職員数の上限になることから、地域の労働力不足を全面的に解決するものではない。よって、野菜の大産地でみられる、一時的に突出する労働需要対策としては考えにくい。また当然ながら、移住者等に“低賃金”で働いてもらうことを可能とする制度でもない。あくまで地域に人を呼び込むための一つの方策であり、最終的には地域づくり人材として地域に定住してもらうことが制度趣旨である理解が欠かせず、何より重要である。

実際は地域事業者の人手不足を起点として制度活用を検討するケースが少なくないが、働く人の希望に対して、いかに制度を活用できるのか、移住者等に寄り添いつつ、いかに地域の担い手である地域づくり人材となってもらえるのかという目線を持つことも重要だろう。

そのうえで、本制度の今後の活用に向けたポイントとして、農業を念頭におきながら、いくつか私見を述べてみたい。

第一は、組合職員の希望を実現するためのサポート体制の重要性である。将来的に就農を希望する者を例とすると、組合で働きながら、農業のノウハウを学べる工夫を求めたい。福島（2022）は、本制度の仕事の創出方法を踏まえて、組合職員の従事する内容が、労働負荷が高い、あるいは周辺的な支援や手伝いに偏ることを懸念している。こうした事態を避け、図司（2019）や筒井（2022）が論じる「なりわい就農」「継業」につながるような、農業経営を段階的に学べる仕掛けを設けることを期待したい。

第二は、地域づくり人材としてのノウハウを高める工夫を設けるべきという考えである。

特定地域づくり事業協同組合の派遣労働者の場合、農作業の未経験者も多く、トラクターや農業用機械の操作に不慣れなことが多い。先行する農業分野での特定技能外国人の派遣事業においては、機械の操作等を学ぶ講習を別途設け、スキルアップをはかる工夫もみられる。本組合の職員に対しても、農協も協力のうえ将来的なキャリアアップを見据えた研修が用意されることを望みたい。

また、農村資源管理の在り方についても、同じことがいえる。一例をあげれば、夏場の農作業では畦畔（けいはん）等の草刈作業が中心となり、労働負荷が大きい。ここで単純な手作業での対応ではなく、地域内でロボット草刈機を導入し、組合からオペレーターを派遣する仕組みを想定すれば、将来的な地域資源管理の担い手確保と収入源の創出につながる。これは、農林水産省が見据える特定地域づくり事業協同組合と農村型地域運営組織の連携とも合致する発想でもあり、期待してみたい。

第三は、本制度のような労働者派遣事業を基本とする取組みとは別に、副業希望者への対応が別途必要なことである。本制度だけを移住者対応施策と考えることなく、ワーケーション希望者や副業希望者を幅広く対象とする施策が行われることを望みた

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

い。

第四は、今後、全国的に特定地域づくり事業協同組合の設立が進んだときに、移住希望者をめぐる競争と考えないことである。各地域がそれぞれの地域課題を明確にして、移住者等が来ることによって何が解決されるのかを明らかにすれば、地域の課題解決と自分自身の関心を両立させる移住者が自然に生まれるように思われる。宮口（2007）が述べる、地域の違いを格差と考えるのではなく、地域の価値をみつけ出し、その価値を磨いていくという発想が、特定地域づくり事業協同組合制度の活用においても重要であり、それが地域の受援力の出発点のようにも感じられる。

本制度を通じて、地域の移住・定住が増えていくことを期待したい。

＜参考文献＞

- 石田一喜（2016）「地方創生と連動して進む農業の取組み──農業への企業誘致に着目して──」『農林金融』２月号、36～48頁
- 石田一喜（2019）「JA等による外国人受入れの概要について──請負方式と特定技能に注目して──」『農中総研 調査と情報』web誌、３月号、12～13頁
- 石田一喜（2021）「人手不足に直面する地域の『受援力』向上を目指して──2020年基本計画における農村政策を踏まえて──」『農林金融』２月号、２～20頁
- 石田一喜（2022a）「労働力確保の課題と全農おおいた方式および特定地域づくり事業協同組合の展開」『農村と都市をむすぶ』第72巻第２号、６～16頁
- 石田一喜（2022b）「農業からみた特定地域づくり事業協同組合制度の意義とポイント──マルチワークに着目して──」『農中総研 調査と情報』web誌、３月号、10～11頁
- 小田切徳美（2014）『農山村は消滅しない』岩波書店
- 小田切徳美（2018）「新しい仕事づくり──農山村再生と『しごと』」小田切徳美・尾原浩子『農山村からの地方創生』筑波書房
- 加集雄也（2020）「農村政策等について」『農業経済研究』第92巻第３号、286～291頁
- 窪島春樹（2020）「地域づくり人材の確保及びその活躍の推進により人口急減地域の活性化を図る」『時の法令』No.2099、４～16頁
- 塩見直紀・藤山浩・宇根豊・榊田みどり編（2021）『半農半Ｘ──これまで・これから──』創森社
- 図司直也（2019）『就村からなりわい就農へ──田園回帰時代の新規就農アプローチ──』（筒井一伸監修）筑波書房
- 高畑裕樹（2019）『農業における派遣労働力利用の成立条件──派遣労働力は農業を救うのか──』筑波書房
- 玉真之介（2020）「日本の兼業農業──その歴史的性格と今日的意義──」『村落社会研究ジャーナル』第27巻第１号、13～24頁
- 筒井一伸・佐久間康富・嵩和雄（2016）「移住者と農山村の地域づくり──田園回帰における位置づけ──」『地理科学』第71巻第３号、156～165頁
- 筒井一伸・尾原浩子（2018）『移住者による継業──農山村をつなぐバトンリレー──』（図司直也監修）筑波書房
- 筒井一伸（2022）「新しい『しごと』をつくる」小田切徳美編『新しい地域をつくる──持続的農村発展論──』岩波書店
- 平井太郎・松井歩（2021）「ウェブ調査からみた現代日本における農林水産業と多業」『人文社会科学論叢』第11号、173～197頁
- 福島万紀（2022）「若者を惹きつける山村の条件──山陰地方および中部地方の３つの山村を事例に──」『都市問題』第113巻第３号、26～36頁
- 宮口侗廸（2007）『新・地域を活かす──地理学者の地域づくり論──』原書房
- 山本又一（2022）「農家６人で『特定地域づくり事業協同組合』を立ち上げた」『現代農業』第101巻第４号、284～289頁

（いしだ　かずき）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

本棚

佐藤洋平・生源寺眞一　監修
中山間地域フォーラム　編
『中山間地域ハンドブック』

長年にわたり条件不利地域と見なされてきた「中山間地域」に新しい光が当たり始めている。

「中山間地域」の言葉が初めて公文書に登場したのは30年以上前の1989年度版『農業白書』とされるが、その後も人口の東京一極集中の流れは続き、中山間地域では過疎化がさらに深刻化していた。その根本にあった経済成長や効率性を重視する考え方が、近年になって気候変動や環境破壊が人類最大の課題として日本でも共有されるなか、持続可能性重視に転換しつつある。また、コロナ禍を契機として人々の価値観が変化し、デジタル技術の進歩もあって、若い世代に田園回帰とも呼ぶべきライフスタイルの変化が表れ始めている。

このような経済社会の大きな変化が始まり中山間地域が見直されようとしている時に、本書『中山間地域ハンドブック』が刊行された意義は大きい。

本書は以下の章構成となっている。

Ⅰ章「中山間地域とは、その歴史と課題」
Ⅱ章「データで見る中山間地域」
Ⅲ章「テーマで見る中山間地域の課題」
Ⅳ章「地域事例に見る中山間の近未来」
Ⅴ章「中山間地域再生のポイント」

すなわち、中山間地域の定義や概念、統計的な現状と動向の分析、政策や産業・暮らし・人材など36のテーマ別の切り口から見た実相、現場からの実情と挑戦の報告、そしてこれらを踏まえた提言まで、体系的に組み立てられている。中山間地域を知りたい・学びたい者にとって、本書は全体像を個々の具体的な事例も踏まえてリアリティをもって解き明かす、まさに決定版とも呼ぶべき総合的な手引書といえる。

本書を編集したのは、「中山間地域フォーラム」であるが、同フォーラムは、中山間地域に対する危機意識と再生・振興に寄与する熱意をもつ多様な人々が結集して2006年７月に設立された。そして、意欲的な現地の活動に呼応して支援の輪を広げていくことを目標として、ネットワークの形成、シンポジウム・研究会の開催、政策提言や都市への情報発信などの活動を孜々(しし)として続けてきた。

本書のⅠ章からⅢ章までは、長年にわたり現場とともに活動してきたフォーラムの運営委員会メンバーが執筆しているため、いずれも地に足のついた説得力のある解説である。そして、Ⅳ章の現場からの報告およびⅤ章の有識者の提言は、立場は各々異なっても同じ志をもって中山間地域の再生に取り組んできた方々ならではの実践報告と提言であり、多くの新しい発見や気づきを得ることができた。

全体を読み終えて、本書は「中山間地域ハンドブック」であると同時に、日本の現在と未来を考える人々の英知と熱意が詰まった書籍であると強く感じた。多くの人々に読んでいただきたい。

――農山漁村文化協会　2022年３月

定価1,980円（税込）180頁――

（代表取締役専務　柳田　茂・やなぎだ しげる**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

談話室

地域農業を担う“集落営農法人の未来！”

JAグループ山口では、農家組合員の減少や高齢化などにより、農業生産基盤の弱体化が進む中、平成16年より集落営農の組織化を進め、約300の集落営農法人（うち連合体13・参加法人85）が設立されている。

しかし、多くの法人が設立から10年が経過し、リタイヤなど役員を含めた世代交代が出来ていない実態もある。法人の解散事例もあり、本年度行った法人アンケート調査では２割の法人が経営縮小又は解散を選択する状況にもある。

このような中、JAグループ山口は、事業承継対策に取組むこととし、令和３年度にJA山口県とJA山口中央会（各連連携）との共通機構“担い手総合対策室”を設置し対応を強化している。

具体的には、事業承継対策を進めるために、JA山口中央会が「事業承継計画策定支援事業」を制定し、認定された事業承継計画について助成するものであるが、集落営農法人の従業員からの役員登用など世代交代に向けた取組につながっている。

しかし、ある20代の役員候補者（従業員）に、現状の不安を聞いたところ「農地の利用権設定が不安」という言葉が印象的であった。

地元に縁もゆかりもない私が役員になって、本当に地域の合意形成が得られるのか？また地権者も世代交代する中で継続して利用権を設定してくれるのか？という“将来を見据えた不安の言葉”であった。

JAグループ山口では、次世代総点検運動を通じ、農業生産基盤を維持・強化するため、守るべき農地・産地を特定し、次世代組合員を確保すると共に、担い手不在地域へのJA支援策を講じることとしている。

支援策の一つにJAによる農業経営（組合員の合意が必要）もあるが、再生産可能な優良農地の確保が必須という農地の問題が生じる。また、農業法人の再編なども一定程度は進むと予測されるが、単純な組織合併でなくM＆Aに近いような方法で経営統合・効率化することも望まれる。

併せて、JAによる農業経営法人の再編も実施するための条件が今後重要となり、条件整備をして行くこととなるであろうが、その条件を満たせるよう組合員が今一度、自身の経営を見直し、改革・改善など積極的に実践する必要もあるのではなかろうか。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第三者への経営移譲は、「経営と所有(農地確保)が一体でなければならず、農地の売買による流動化」も視野にいれなければならない。

JAグループ山口の特徴的な取組として、上記の対策以外に事業承継の実践に際し、出し手の保有する資産が受け手に渡る場合に改修費等の一定金額を助成する「リノベーション・マッチング推薦事業」や「担い手の労働力確保・補充」のため、令和２年７月末より農業専門求人サイト“アグポン”を開設し、１年間で135名の雇用契約が成立するなど成果が見える。

また、アルバイト雇用から新規就農につながったケースもあるが、リタイヤする農家数と比べ、就農者数は圧倒的に少なく、農業生産・経営基盤を維持するためには、ひと・もの・土地など経営資源のフル活用(集中化)などを行うことが大切ではなかろうか。

そして、何より重要なのは「持続可能な農業経営」ではないか。手形決済資金の回収を行っていた若い頃に、資金繰り表の大切さを実感した経験をもとに、経営の基本は“必要な時にお金が手元にあるかどうか”だと思っている。その上で、“雨が降ったら傘がさせる”状態であれば「ゴーイングコンサーン」は可能である。

こうしたことを営農・経営指導の原点として、法人経営状況のモニタリング・ヒヤリングを行いJAが提案する「出向く体制・総合力発揮の仕組」が可能ではないかと考えているが、ここでは“情報収集・提案力”を問われることになる。

一例として、集落営農法人連携協議会とJAの役員との意見交換会で、新たなビジネスモデルの提案として“地域農業は集落営農法人が核となって守る”をテーマに、集落営農法人と地域農家の合意形成のもと「水稲農薬・肥料の集約」を行い予約から配付まで法人に受けて頂き、物流費・人件費等の抑制から８％のコスト削減が可能になった。

今後の課題として仕組の精緻化や一層のコスト低減・法人への還元・県下全域への拡大等々あるが、今こそ協同組合の原点(存在価値)のもと、准組合員の農業への関わり方や職員の組合員化・組合員の職員化といった視点で、組合員と職員が一体的な取組を可能とする結集軸をもって抜本的な対策(新たなビジネスモデルなど)を講じることが、“地域農業・集落営農法人の未来に必要不可欠”ではないだろうか。

(山口県農業協同組合 代表理事組合長　金子光夫・かねこ　みつお**)**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(39)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(39)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(39)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(40)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(40)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(40)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(42)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(42)
9. 金融機関別預貯金残高　……(43)
10. 金融機関別貸出金残高　……(44)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7752
ＦＡＸ 03（3351）1153

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2017. 2	**60,786,698**	**2,483,301**	**41,620,596**	**23,008,085**	**61,060,660**	**10,775,017**	**10,046,833**	**104,890,595**
2018. 2	**65,053,300**	**1,828,936**	**34,989,910**	**25,405,609**	**52,457,166**	**10,453,414**	**13,555,957**	**101,872,146**
2019. 2	**66,161,053**	**1,300,496**	**33,387,447**	**19,998,615**	**53,279,889**	**16,313,300**	**11,257,192**	**100,848,996**
2020. 2	**64,741,039**	**828,909**	**32,629,644**	**20,340,164**	**51,892,223**	**18,045,584**	**7,921,621**	**98,199,592**
2021. 2	**64,824,691**	**371,494**	**32,551,595**	**15,745,313**	**47,112,981**	**20,491,976**	**14,397,510**	**97,747,780**
2021. 9	65,737,170	413,354	36,550,546	22,864,061	44,511,290	20,561,295	14,764,424	102,701,070
10	65,667,059	405,089	33,621,768	17,056,516	42,971,080	20,920,828	18,745,492	99,693,916
11	65,306,859	395,182	33,446,556	15,663,949	42,226,658	20,949,604	20,308,386	99,148,597
12	65,100,951	386,421	34,100,737	19,759,392	42,899,136	21,044,141	15,885,440	99,588,109
2022. 1	64,369,843	376,853	34,476,811	18,435,980	42,749,267	21,041,092	16,997,168	99,223,507
2	63,824,272	366,967	34,247,397	17,136,795	43,394,328	21,164,249	16,743,264	98,438,636

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2022年2月末現在 (単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	52,993,214	-	2,708,121	72	5,400	-	55,706,807
水産団体	1,966,647	300	134,206	1	33	-	2,101,188
森林団体	2,093	-	6,013	-	215	-	8,321
その他会員	1,599	-	18,057	-	-	-	19,656
会員計	54,963,553	300	2,866,398	74	5,647	-	57,835,972
会員以外の者計	769,528	11,405	536,124	89,976	4,576,674	4,595	5,988,301
合計	**55,733,080**	**11,705**	**3,402,521**	**90,050**	**4,582,321**	**4,595**	**63,824,273**

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 356,313百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2022年2月末現在 (単位 百万円)

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	1,733,298	25,524	98,684	-	1,857,505
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	66,159	14,299	5,558	-	86,016
	森林団体	1,585	993	2,967	4	5,549
	その他会員	900	510	20	-	1,430
	会員小計	1,801,942	41,325	107,228	4	1,950,499
	その他系統団体等小計	184,838	4,514	64,600	-	253,953
	計	1,986,780	45,839	171,828	4	2,204,452
関連産業		4,848,836	23,094	865,188	1,954	5,739,073
その他		13,000,692	25,517	194,517	-	13,220,725
合計		**19,836,308**	**94,450**	**1,231,533**	**1,958**	**21,164,250**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

(貸方)

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2021. 9	8,829,829	56,907,341	65,737,170	-	413,354
10	8,770,759	56,896,300	65,667,059	-	405,089
11	8,759,673	56,547,186	65,306,859	-	395,182
12	8,954,537	56,146,414	65,100,951	-	386,421
2022. 1	8,406,993	55,962,850	64,369,843	-	376,853
2	8,090,249	55,734,023	63,824,272	-	366,967
2021. 2	8,271,213	56,553,478	64,824,691	22,980	371,494

(借方)

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2021. 9	34,617	22,829,444	44,511,290	8,553,768	1,524	-	83,532
10	31,485	17,025,030	42,971,080	8,510,446	3,509	-	96,618
11	55,069	15,608,880	42,226,658	8,102,725	2,011	-	91,545
12	34,574	19,724,818	42,899,136	8,213,069	-	-	89,926
2022. 1	47,268	18,388,711	42,749,267	7,912,507	993	-	94,604
2	80,384	17,056,411	43,394,328	8,135,221	1,994	-	94,450
2021. 2	51,405	15,693,907	47,112,981	10,824,263	1,988	-	77,021

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2021. 9	69,079,390	67,789,054	815,393	1,864,455	2,433,315
10	69,300,747	67,859,434	828,083	1,864,855	2,433,373
11	69,059,815	67,649,938	782,555	1,864,801	2,433,373
12	69,284,209	67,573,499	769,999	1,754,695	2,435,964
2022. 1	68,709,142	67,243,911	779,834	1,754,994	2,435,964
2	68,827,727	67,075,696	794,246	1,754,294	2,435,964
2021. 2	68,666,355	67,061,964	800,950	2,175,290	2,339,366

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2021. 8	44,594,628	64,234,803	108,829,431	719,100	640,602
9	44,521,589	63,914,667	108,436,256	721,329	642,393
10	45,395,596	63,573,856	108,969,452	721,846	640,426
11	45,145,730	63,449,644	108,595,374	711,352	627,420
12	45,947,203	63,271,590	109,218,793	696,356	618,560
2022. 1	45,542,747	63,052,130	108,594,877	709,292	633,128
2021. 1	42,378,105	64,924,288	107,302,393	712,897	634,433

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

(単位 百万円)

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
-	1,627,147	4,040,198	30,883,201	102,701,070
-	1,634,772	4,040,198	27,946,798	99,693,916
-	1,469,242	4,040,198	27,937,116	99,148,597
-	1,744,145	4,040,198	28,316,394	99,588,109
-	1,283,501	4,040,198	29,153,112	99,223,507
-	1,104,502	4,040,198	29,102,697	98,438,636
-	1,295,791	4,040,198	27,192,626	97,747,780

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
19,270,716	1,205,766	1,280	20,561,295	1,750,000	13,012,900	102,701,070
19,734,604	1,088,036	1,568	20,920,828	5,690,000	13,051,984	99,693,916
19,687,165	1,169,655	1,238	20,949,604	5,590,000	14,716,375	99,148,597
19,735,628	1,216,904	1,681	21,044,141	1,626,004	14,259,436	99,588,109
19,724,634	1,220,175	1,677	21,041,092	1,970,000	15,026,176	99,223,507
19,836,308	1,231,532	1,958	21,164,249	1,680,000	15,061,270	98,438,636
18,452,533	1,960,663	1,758	20,491,976	1,710,890	12,684,633	97,747,780

合　連　合　会　主　要　勘　定

(単位 百万円)

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
77,870	43,496,972	43,433,153	55,000	1,456,287	20,162,649	8,574,755	2,157,988
82,638	43,253,584	43,192,361	50,000	1,472,953	20,564,645	8,633,568	2,147,531
79,064	42,879,860	42,815,110	55,000	1,479,695	20,642,917	8,632,662	2,147,792
88,668	42,905,502	42,849,394	75,000	1,499,353	20,673,843	8,617,526	2,146,747
81,906	42,067,861	41,994,688	70,000	1,546,621	21,058,597	8,625,548	2,157,955
83,306	41,922,977	41,848,466	70,000	1,561,024	21,200,399	8,654,845	2,181,046
76,861	43,045,168	42,992,485	55,000	1,317,392	20,603,307	8,630,616	2,020,751

合　主　要　勘　定

(単位 百万円)

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
457,379	81,976,334	81,725,619	4,825,639	1,792,323	22,864,706	133,289	563
444,086	81,422,952	81,175,493	4,939,392	1,882,451	22,886,812	133,576	563
428,583	81,628,973	81,372,183	5,081,047	1,964,054	22,970,159	133,944	563
441,500	81,291,761	81,032,561	5,129,229	1,973,811	23,010,772	125,064	563
494,361	81,747,997	81,491,616	5,137,962	1,968,153	22,985,422	123,960	563
449,923	80,902,959	80,637,541	5,373,685	2,172,984	22,999,689	123,571	563
445,769	80,846,993	80,621,460	4,704,502	1,862,559	22,253,356	130,953	581

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位　百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2021．11	2,496,916	1,693,775	81,854	58,285	20,551	2,031,629	2,008,584	80,819	471,697
12	2,490,459	1,698,827	80,254	58,285	19,237	2,029,454	2,006,884	81,093	467,874
2022．1	2,507,884	1,702,563	78,054	58,285	20,321	2,041,095	2,020,294	82,534	466,706
2	2,509,397	1,688,716	78,354	58,285	18,547	2,044,328	2,024,395	79,149	468,008
2021．2	2,462,050	1,684,426	65,165	54,505	17,730	1,992,448	1,973,363	78,463	452,734

（注）　貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位　百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2021．9	780,576	407,101	82,325	53,573	98,391	5,980	800,852	792,283	-	124,587	3,534	75
10	807,414	423,355	82,168	52,256	98,463	6,278	830,175	822,214	-	125,495	3,481	75
11	801,888	413,891	78,841	51,558	98,421	7,486	827,963	819,691	-	121,782	3,164	75
12	793,706	416,618	73,719	47,518	98,524	5,646	813,569	805,611	-	116,660	3,057	75
2020．12	765,949	412,508	79,087	55,314	99,034	5,880	775,214	766,832	-	132,146	3,919	75

（注）　1　貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2　借入金計は信用借入金・経済借入金。
3　貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円、%）

		農　協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2018. 3**	**1,013,060**	**648,140**	**3,593,112**	**2,620,107**	**668,302**	**1,409,772**	**203,399**
	2019. 3	**1,032,245**	**664,436**	**3,755,950**	**2,681,866**	**655,093**	**1,434,772**	**207,220**
	2020. 3	**1,041,148**	**667,436**	**3,929,329**	**2,777,707**	**624,155**	**1,452,678**	**211,724**
	2021. 2	1,076,191	686,664	4,194,305	3,022,137	677,909	1,579,887	227,599
	3	1,068,700	681,807	4,332,234	3,054,406	675,160	1,555,960	224,049
	4	1,074,898	687,080	4,356,087	3,069,887	686,273	1,591,376	228,291
	5	1,073,035	686,189	4,378,220	3,104,047	666,310	1,588,281	228,060
	6	1,087,511	695,951	4,303,082	3,116,520	669,691	1,597,593	230,440
	7	1,085,712	693,623	4,283,921	3,107,988	668,146	1,594,303	230,443
	8	1,088,294	696,642	4,302,659	3,107,340	667,044	1,601,468	230,914
	9	1,084,363	690,794	4,313,300	3,089,859	664,540	1,597,903	231,356
	10	1,089,695	693,007	4,321,683	3,103,499	668,029	1,604,483	231,778
	11	1,085,954	690,598	4,351,444	3,115,247	667,207	1,602,516	231,434
	12	1,092,188	692,842	4,300,795	3,145,404	672,799	1,610,111	232,675
	2022. 1	1,085,949	687,091	4,359,858	3,123,134	665,962	1,603,150	231,880
	2	P 1,088,242	688,277	4,367,547	3,134,851	667,506	1,608,712	…
前年同月比増減率	**2018. 3**	**2.9**	**4.2**	**4.6**	**3.0**	**1.6**	**2.2**	**2.0**
	2019. 3	**1.9**	**2.5**	**4.5**	**2.4**	**△2.0**	**1.8**	**1.9**
	2020. 3	**0.9**	**0.5**	**4.6**	**3.6**	**△4.7**	**1.2**	**2.2**
	2021. 2	2.5	1.9	10.1	9.8	9.1	8.2	7.0
	3	2.6	2.2	10.3	10.0	8.2	7.1	5.8
	4	2.7	2.3	7.4	9.4	8.5	8.1	7.1
	5	2.3	2.2	4.6	7.2	3.3	6.9	6.6
	6	2.2	1.9	3.6	6.3	2.2	4.9	5.2
	7	2.1	1.6	3.6	6.5	1.4	3.8	4.5
	8	1.8	1.3	3.7	5.8	0.4	3.2	3.9
	9	1.8	1.0	3.5	5.3	△0.2	2.7	3.6
	10	1.6	0.9	4.3	5.1	△0.4	2.7	3.4
	11	1.5	0.6	3.2	5.1	△0.2	2.4	2.9
	12	1.3	0.2	3.5	4.8	△0.7	1.9	2.6
	2022. 1	1.2	0.2	4.1	4.2	△1.3	1.9	2.4
	2	P 1.1	0.2	4.1	3.7	△1.5	1.8	…

（注）1　農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2　都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。
3　農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4　ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
5　合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2018. 3**	**204,568**	**55,875**	**1,816,884**	**1,996,811**	**519,071**	**709,635**	**110,695**
	2019. 3	**207,386**	**59,768**	**1,934,688**	**2,082,899**	**517,558**	**719,838**	**114,920**
	2020. 3	**211,038**	**63,300**	**1,966,560**	**2,192,275**	**489,890**	**726,752**	**118,549**
	2021. 2	215,180	66,099	2,069,286	2,292,344	520,375	780,880	125,475
	3	215,956	65,451	2,072,988	2,294,424	523,448	784,374	126,299
	4	216,447	64,581	2,059,138	2,296,058	524,412	784,845	126,176
	5	218,405	64,771	2,050,720	2,310,066	510,677	784,537	126,436
	6	219,143	64,476	2,043,438	2,311,217	511,288	784,507	126,588
	7	220,116	64,812	2,033,100	2,320,563	513,378	785,340	126,982
	8	220,707	65,134	2,028,398	2,317,070	512,273	783,020	126,878
	9	220,882	64,168	2,031,036	2,325,910	513,498	786,443	127,646
	10	221,607	64,860	2,020,997	2,330,993	513,709	785,144	127,832
	11	222,048	64,849	2,028,986	2,334,660	513,571	783,304	127,724
	12	221,774	64,708	2,034,068	2,349,043	518,097	788,778	128,650
	2022. 1	221,876	64,676	2,025,427	2,347,127	515,334	784,333	128,403
	2 P	222,829	64,738	2,035,514	2,352,591	516,372	783,788	…
前年同月比増減率	**2018. 3**	**0.4**	**6.1**	**△1.6**	**4.1**	**3.3**	**2.6**	**4.1**
	2019. 3	**1.4**	**7.0**	**6.5**	**4.3**	**△0.3**	**1.4**	**3.8**
	2020. 3	**1.8**	**5.9**	**1.6**	**5.3**	**△5.3**	**1.0**	**3.2**
	2021. 2	2.5	5.4	7.1	5.1	7.1	8.3	6.9
	3	2.3	3.4	5.4	4.7	6.9	7.9	6.5
	4	2.6	2.1	1.1	4.1	6.7	7.7	6.5
	5	2.8	1.3	△2.1	3.4	2.5	6.1	5.5
	6	3.1	0.0	△3.4	2.8	1.2	4.4	4.5
	7	3.3	△0.4	△3.1	2.6	0.6	3.1	3.9
	8	3.4	△0.7	△2.9	2.2	0.2	2.1	3.2
	9	3.5	△1.1	△2.5	2.5	0.3	1.7	3.2
	10	3.5	△1.9	△2.4	2.5	0.0	1.2	3.1
	11	3.6	△1.7	△2.8	2.8	△0.3	1.1	2.9
	12	3.5	△2.2	△1.6	2.9	△0.2	0.9	3.0
	2022. 1	3.5	△2.2	△1.7	2.6	△0.7	0.6	2.8
	2 P	3.6	△2.1	△1.6	2.6	△0.8	0.4	…

（注） 1 表9 注1、注2に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年３月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

＜寄贈先：国立国会図書館ホームページ＞

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: https://kn.ndl.go.jp/]

※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
（WARP）
[URL: https://warp.da.ndl.go.jp/]

「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデーター覧
(https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)
閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものとなります。

※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「(詳細情報を見る)」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022年５月号第75巻第５号〈通巻915号〉５月１日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159
URL : https://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所
永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/